

# 横浜市 生活環境保全推進プラン



2026 年 8 月 横浜市みどり環境局

## 第1章 横浜市生活環境保全推進プランについて

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 経緯.....        | 4 |
| 2 位置付け.....      | 5 |
| 3 生活環境分野の範囲..... | 5 |

## 第2章 これまでの取組と現状

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 公害対策から生活環境保全への歩み..... | 8 |
| 2 横浜の生活環境分野の現状.....     | 9 |

## 第3章 プランの全体像

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 生活環境分野の目指す姿.....     | 18 |
| 2 環境目標.....            | 19 |
| 3 計画期間.....            | 19 |
| 4 取組方針.....            | 20 |
| 5 取組方針ごとの具体的な取組の例..... | 21 |
| 6 施策体系.....            | 22 |
| 7 進捗管理.....            | 24 |

## 第4章 取組方針ごとの施策と具体的な取組

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 市民・事業者等との共創の推進（取組方針1）..... | 28 |
| 2 生活環境の確実な保全（取組方針2）.....     | 34 |
| 3 より良好な生活環境の創出（取組方針3）.....   | 41 |
| 4 取組の推進にあたって.....            | 46 |

## コラム一覧

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 事業者との連携による環境負荷の低減（環境保全協定）.....        | 15 |
| 2 | 環境科学研究所の施設公開と環境教育.....                | 29 |
| 3 | 水辺の魅力で育む学びの場ーよこはま水辺レポートー.....         | 32 |
| 4 | 豊かな海づくり事業.....                        | 32 |
| 5 | 生活環境に関する相談と公害の未然防止.....               | 39 |
| 6 | 大気環境の保全と気候変動対策.....                   | 39 |
| 7 | 災害発生に備えた協定締結の背景.....                  | 45 |
| 8 | 環境法令手続のデジタル化を推進しています！.....            | 47 |
| 9 | よこはま土壌・水質マップ（土壌汚染関係公表台帳のオンライン地図情報化）.. | 47 |

## 資料編

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 市内に適用される環境基準の概要.....     | 50 |
| 2 | 水環境目標（抜粋）.....           | 56 |
| 3 | 環境法令等に基づく監視・規制制度の概略..... | 58 |
| 4 | ガイドラインに基づく取組の成果.....     | 62 |

---

※本書全体で次の略語を適宜用います。

|          |   |                                            |
|----------|---|--------------------------------------------|
| 旧環境管理計画  | ： | 横浜市環境管理計画（2018 年 11 月）                     |
| 環境管理計画   | ： | 横浜市環境管理計画（2026 年 7 月）                      |
| ガイドライン   | ： | 生活環境保全推進ガイドライン（2019 年 3 月）                 |
| プラン      | ： | 横浜市生活環境保全推進プラン（2026 年 8 月）                 |
| 生活環境保全条例 | ： | 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号） |

※本書掲載の一部の画像は、個人情報保護等の観点から必要な処置を施しています。

# 第1章

## 横浜市生活環境保全推進プランについて

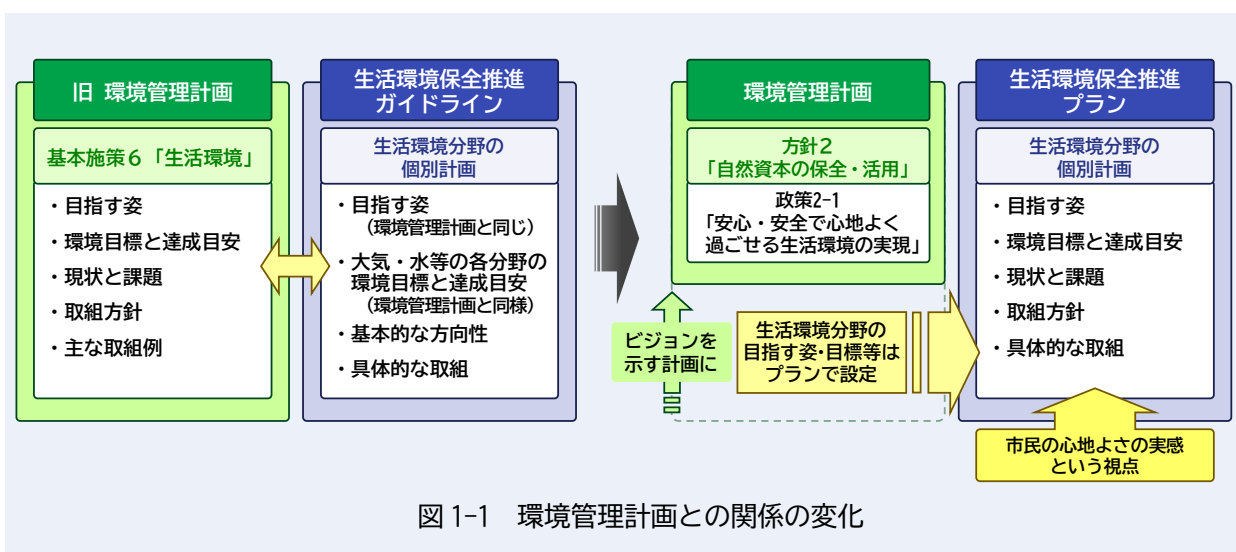
## 1 経緯

大気・音・水・土壌といった生活環境分野については、これまで、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した横浜市環境管理計画（2018 年 11 月改定）の基本施策の 1 つである「生活環境」に位置付けられ、同計画において中長期的な目標や取組方針等を定めて施策を推進してきました。さらに、2019 年には、同計画に掲げる「生活環境」の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的に分かりやすくまとめた「生活環境保全推進ガイドライン（2019 年 3 月策定）」を策定し、取り組んできました。

2026 年 7 月に策定された環境管理計画は、横浜の環境に関して、基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画としており、細かい施策・事業は盛り込まず、具体的な取組（目標・施策等）については、個別計画で推進していくとしています。

生活環境分野においては、市民の健康が守られるとともに、一人ひとりが日常生活の中で心地よさを実感している生活環境の実現を目指すことが重要です。これまでの生活環境の保全に関する取組に加えて、生活環境の状況を分かりやすく伝え、環境に配慮した行動を促す取組を進める必要があります。そこで、市民の心地よさの実感という視点を加え、2040 年に向けた生活環境分野の目指す姿や環境目標等を定めるため、ガイドラインを改めるとともに、名称を「横浜市生活環境保全推進プラン」としました。

本プランに基づき、良好な生活環境の維持、向上を図るとともに、市民の心地よさの実感を目指した取組を充実させていきます。



## 2 位置付け

本プランは、生活環境分野の計画として、環境管理計画と整合を図り、生活環境分野の環境目標や取組方針等を定めるとともに、横浜市が実施していく取組を体系的にまとめたものです。

環境管理計画では、2040年の横浜の環境の目指す姿を「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」とし、その実現に向けた4つの方針が整理されています。生活環境分野については、方針2「自然資本の保全・活用」の政策2-1「安心・安全で心地よく過ごせる生活環境の実現」等とされています。

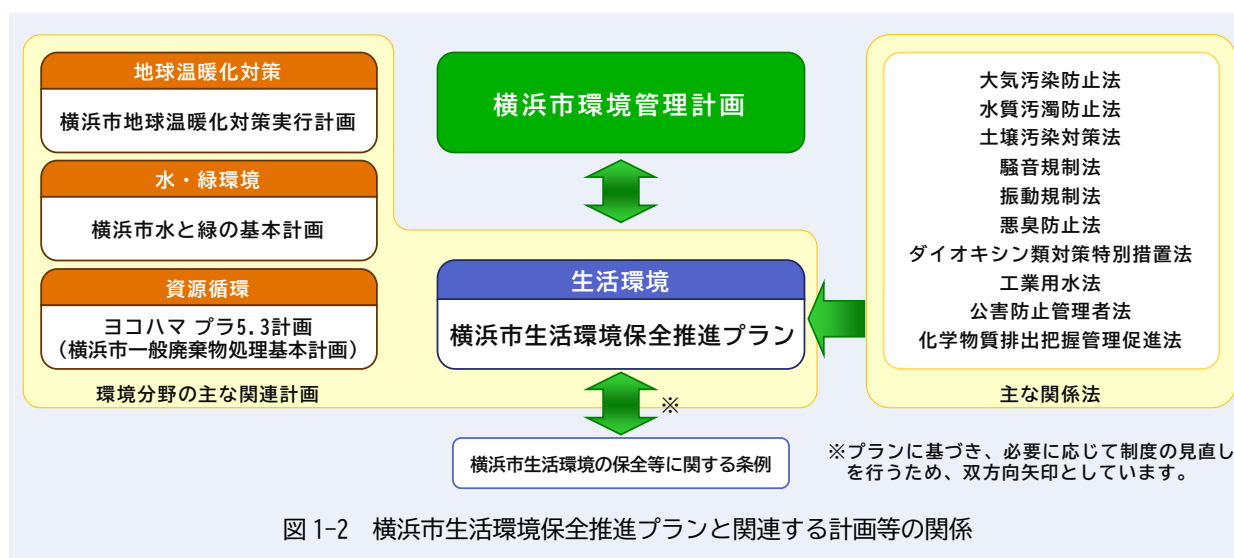


図 1-2 横浜市生活環境保全推進プランと関連する計画等の関係

## 3 生活環境分野の範囲

本プランで扱う生活環境分野の範囲は、これまでと同様に、大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質汚濁）、地盤環境（土壌汚染・地盤沈下）及び音環境（騒音・振動）に関する内容を基本とします。



## 第2章

### これまでの取組と現状

## 1 公害対策から生活環境保全への歩み

1950年代半ば以降の高度経済成長期の頃は、急激な産業発展と人口増加により、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻化し、生活環境への影響が社会問題となっていました。

産業活動による公害が表面化してきた当初は、公害関係法令の整備が不十分な状況であったため、横浜市は、事業者と公害防止協定（1964年に最初の協定を締結。現在の環境保全協定）を締結するなど、独自の公害対策を進めてきました。

1970年の公害国会では多くの公害関係法令が整備され、全国的な規制と監視体制の強化が図られました。横浜市も1971年に公害対策局を設置し、独自の指導要綱を複数定め、公害関係法令の規制と合わせて、地域の実情に応じた対策に取り組んできました。

その後も公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、事象に応じて、国が法令を定めたり、横浜市が条例や計画等を整備することで、適切な対策を進めてきました。これらの対策は、市民や事業者の理解と協力によって着実に成果につながり、現在の横浜の生活環境は大きく改善されています。その一方で、未だ解決していない課題も残されており、今後も継続的な対策が求められています。

公害の歴史を繰り返さないためにも、これまで築いてきた成果を確かな土台にし、より良い生活環境を目指して、今後も着実に対策を継続していくことが重要です。

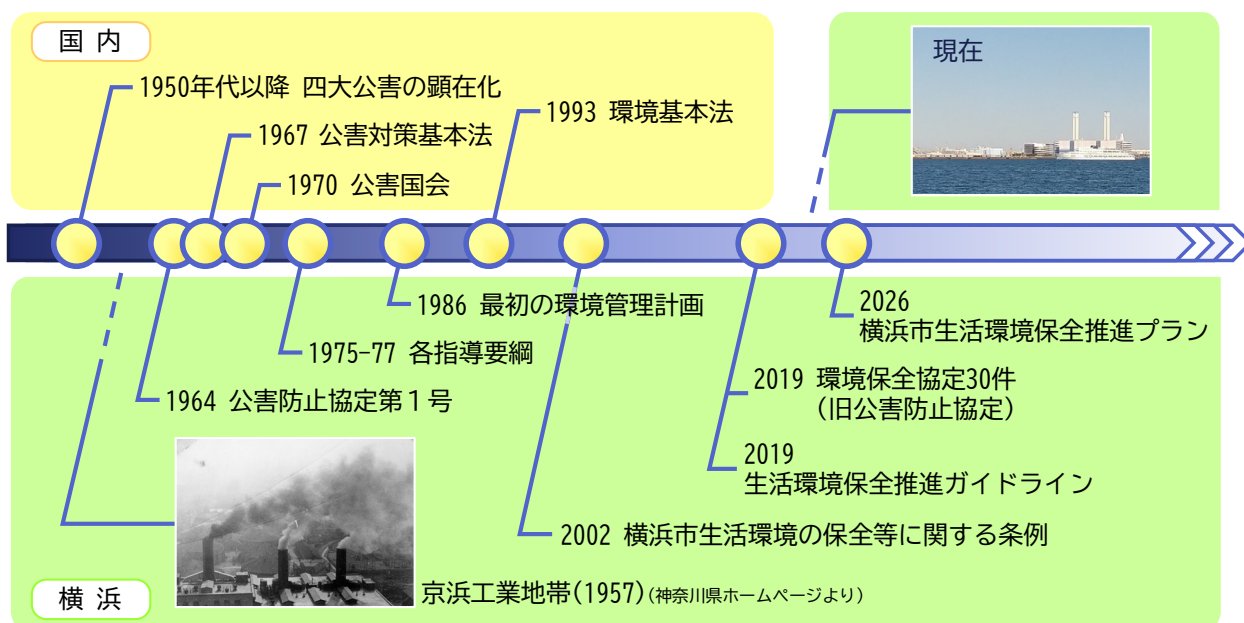


図 2-1 公害対策の歩み

## 2 横浜の生活環境分野の現状

### (1) 大気環境・水環境の概況

大気環境や水環境の状況を把握するため、市内全域に調査地点を設け、大気汚染物質や水質汚濁物質を継続的に監視しています。

#### ア 大気環境

大気汚染物質濃度の推移は、多くの項目で長期的に改善傾向にあります（図 2-3）。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの濃度の推移は、長期的にはやや減少傾向にはありますが、これまで明確な改善の傾向は見られていません（図 2-4）。



図 2-2 大気汚染物質の監視地点配置図

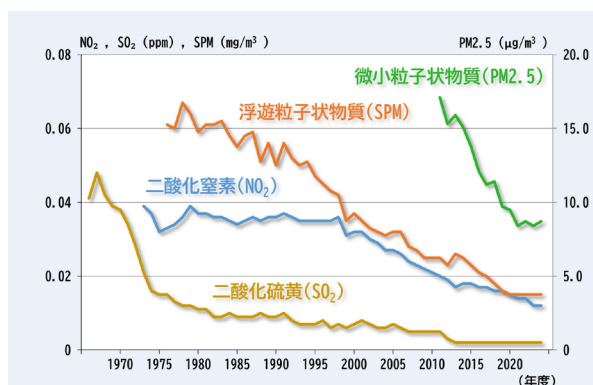


図 2-3 大気汚染物質の年平均濃度の推移  
(市内の各測定局の年平均値の全局平均)

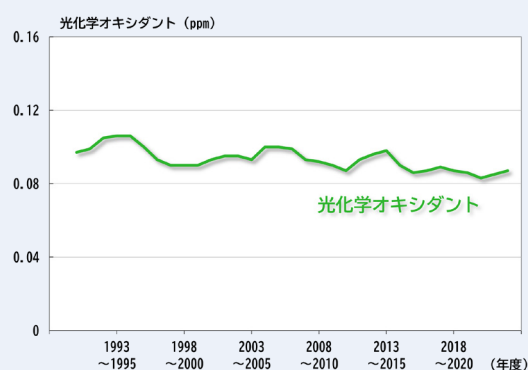


図 2-4 光化学オキシダント濃度の推移  
(市内の各測定局の「日最高8時間値の年間 99%値の3年移動平均値※」の最大値)

※環境省が設定した、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標です。

## イ 水環境

河川の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は長期的に改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。海域の汚れの指標となる化学的酸素要求量（COD）は長期的に横ばいの状況ですが、海域の富栄養化の指標となる全窒素や全りん濃度は長期的に改善傾向にあります（図 2-6、図 2-7）。

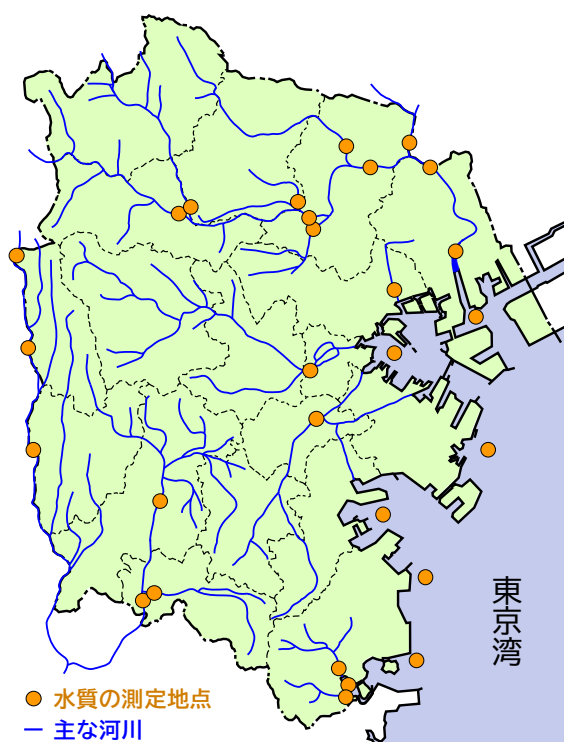


図 2-5 公共用水域の測定地点配置図  
(河川の測定地点には、国土交通省又は大和市が測定している地点を含む)

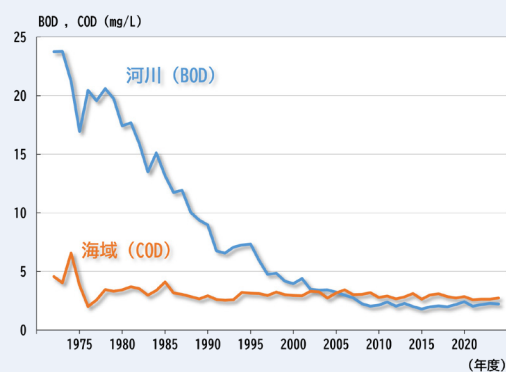


図 2-6 BOD・COD の濃度の推移  
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

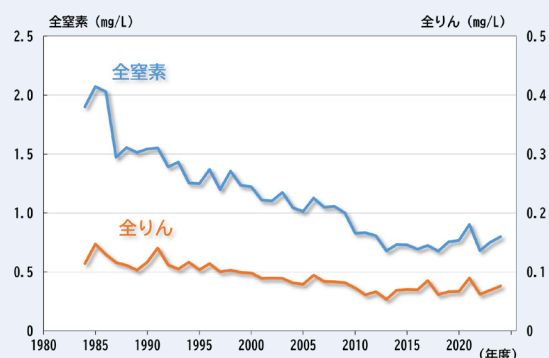


図 2-7 海域の全窒素・全りんの濃度の推移  
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

## (2) 環境基準・水環境目標の達成状況

2024 年度の環境基準の達成状況は表 2-1 のとおりです。また、横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）において、横浜の水環境の目指すべき目安として定めた水環境目標の2024年度の達成状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-1 環境基準の達成状況（2024 年度実績）

| 分野      | 区分                   | 項目                | 2024 年度の達成状況 |
|---------|----------------------|-------------------|--------------|
| 大気環境    | 大気汚染物質               | 二酸化硫黄等 4 項目       | 100%         |
|         |                      | 二酸化窒素             | 100%         |
|         |                      | 光化学オキシダント         | 0 %          |
|         | 有害大気汚染物質             | ベンゼン等 4 項目        | 100%         |
| 水環境     | 河川                   | 生物化学的酸素要求量(BOD)   | 90%          |
|         |                      | pH 等 6 項目(生活環境項目) | 99～100%      |
|         |                      | 総水銀等 27 項目(健康項目)  | 100%         |
|         | 海域                   | 化学的酸素要求量(COD)     | 71%          |
|         |                      | 全窒素               | 86%          |
|         |                      | 全りん               | 43%          |
|         |                      | pH 等 6 項目(生活環境項目) | 87～100%      |
|         |                      | 総水銀等 25 項目(健康項目)  | 100%         |
| 地盤環境    | 地下水                  | 総水銀等 28 項目(概況調査)  | 96～100%      |
| 音環境     | 騒音                   | 道路交通騒音(面的評価)      | 88%          |
|         |                      | 新幹線鉄道騒音           | 33%          |
| ダイオキシン類 | 大気・水質・水底の底質・土壌の 4 区分 |                   | 100%         |

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算）。

※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値（環境基準の下限值である1時間値の日平均値0.04ppm）により評価しています。

※3 光化学オキシダントは旧環境基準（1時間値が0.06ppm以下）により評価しています（2026年4月1日に施行された新たな環境基準は2026年度の測定値から適用されるため）。

表 2-2 水環境目標の達成状況（2024 年度実績）

| 分野  | 区分 | 項目              | 2024 年度の達成状況        |
|-----|----|-----------------|---------------------|
| 水環境 | 河川 | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 87%                 |
|     |    | ふん便性大腸菌群数       | 24%                 |
|     |    | 生物指標による水質評価     | 92.1%（2022-2023 調査） |
|     | 海域 | 化学的酸素要求量(COD)   | 13%                 |
|     |    | 全窒素             | 38%                 |
|     |    | 全りん             | 13%                 |
|     |    | ふん便性大腸菌群数       | 50%（2023 調査）        |
|     |    | 生物指標による水質評価     | 100%（2020-2021 調査）  |

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入）。

※2 海域のふん便性大腸菌群数は3年に1回の調査のため、2023年度の結果を記載しています。

※3 生物指標による水質評価は、河川と海域を交互に2年間ずつ調査しているため、直近の結果を記載しています。

### (3) 横浜の生活環境分野を取り巻く状況と課題

ここまで述べてきたとおり、現在の横浜の生活環境の状況は、都市基盤の整備や環境法令等の整備・運用のほか、市民や事業者等の環境負荷低減の取組の積み重ねにより、多くの項目で環境基準を達成し、大幅に改善しています。この達成状況は確実に維持していかなければなりません。

その一方で、対策を進めてきましたが、光化学オキシダントやアスベストなど依然として対応が必要な課題が残っています。また、新たな課題も出てきています。

#### ア 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントは市内の全測定局で環境基準を達成できておらず(表 2-1)、光化学スモッグ注意報も毎年度発令されている状況(図 2-8)であるため、今後も対策を進めていく必要があります。

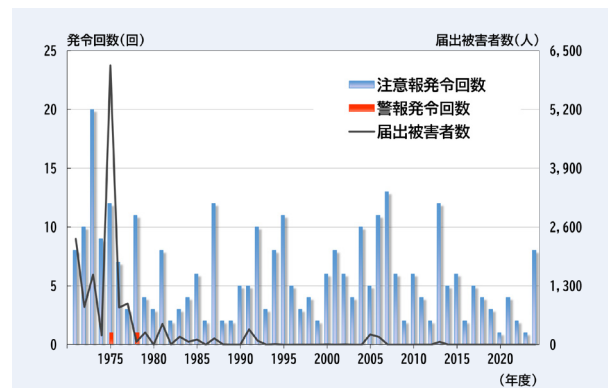


図 2-8 市内の光化学スモッグ注意報等の推移

#### イ アスベスト

アスベストについては、これから建築物の解体工事件数のピークが訪れると予測されており、苦情件数も増加傾向にあることから、適切な対策が求められています(図 2-9、図 2-10)。

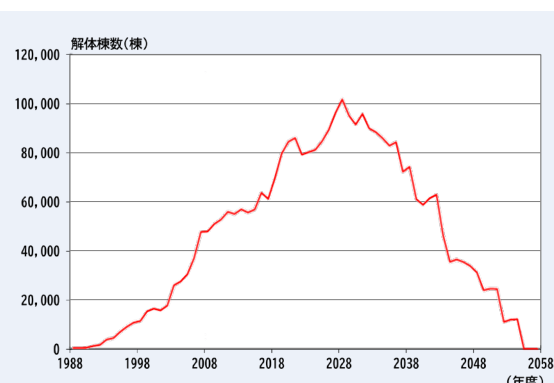


図 2-9 全国のアスベストを含む可能性のある民間建築物の年度別解体棟数(推計)  
(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会第5回の資料を元にして作成)

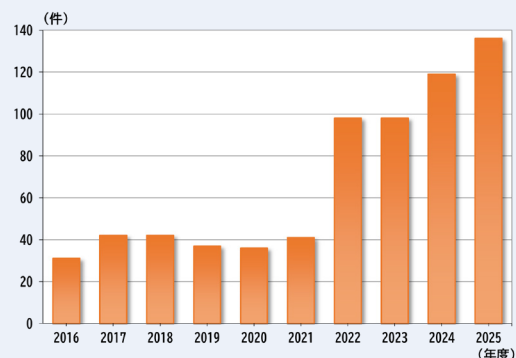


図 2-10 市民からのアスベストに関する苦情件数の推移(最近10年間)  
(このグラフは、アスベスト飛散や法令違反の件数を示すものではありません)

## ウ 新たな環境汚染物質

有機フッ素化合物（PFAS）やマイクロプラスチックといった新たな環境汚染物質についても、対応を進めていく必要があります。

## エ 自然災害

近年は日本各地で大規模な地震や記録的豪雨等の甚大な被害をもたらす災害が発生しており（表 2-3）、横浜でも記録的短時間大雨情報が発表される事例がありました。このような災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等の懸念が高まっているため、化学物質に関する災害対応の強化が求められています。

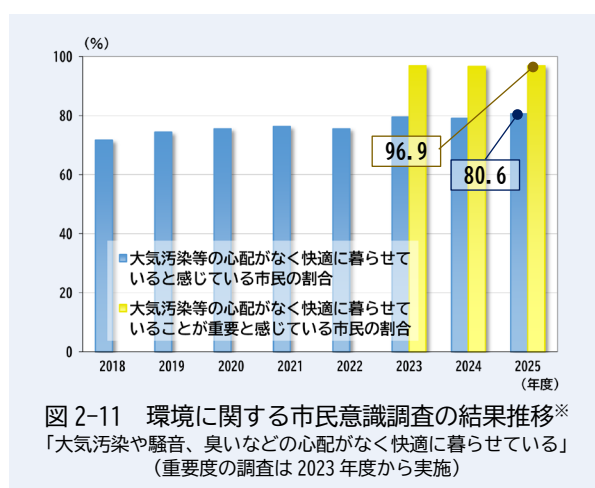
表 2-3 最大震度 7 が記録された地震

| 発生日月                 | 地震の名称（災害の名称）                      |
|----------------------|-----------------------------------|
| 2026 年 7 月 28 日      | 令和 8 年熊本地震                        |
| 2024 年 1 月 1 日       | 令和 6 年能登半島地震                      |
| 2018 年 9 月 6 日       | 平成 30 年北海道胆振東部地震                  |
| 2016 年 4 月 14 日、16 日 | 平成 28 年（2016 年）熊本地震               |
| 2011 年 3 月 11 日      | 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） |
| 2004 年 10 月 23 日     | 平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震            |
| 1995 年 1 月 17 日      | 平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）   |

※ 気象庁ウェブサイト及び気象庁震度データベース検索の掲載情報（2026 年 7 月 29 日閲覧）から作成しています。

## オ 市民意識

市民満足度の観点からの対応も必要です。2025 年度「環境に関する市民意識調査」の結果によると、身のまわりの環境について「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と感じている方は 80.6%※であることにに対し、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」ことが重要と感じている方は 96.9%※でした（図 2-11）。現在の環境の状況について一定程度の良い評価が得られているものの、重要と感じている市民の割合と比較すると差があるため、この差を縮めていく必要があります。



※ 「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

このほかに、身のまわりの環境について「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」と感じている方は63.2%※であることに  
対し、「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」ことが重要と感じている方は77.4%  
※でした（図2-12）。親しみをを感じる水辺空間があることが重要と感じている方に比べて、  
実際に親しみをを感じる水辺空間があると感じている方は少ない状況であることから、河  
川の水環境に関心を持ってもらい、身近に感じてもらえるような取組を進めていく必要  
があります。

また、「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」という設問では、  
肯定的に感じている回答と重要と感じている回答の割合の差が大きく、市民意識の差が  
大きい状況です（図2-13）。生活環境に関する情報を市民に伝わるように発信していく  
必要があります。

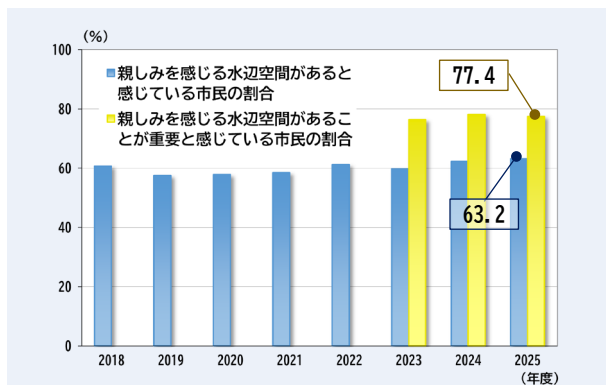


図2-12 環境に関する市民意識調査の結果推移※  
「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」  
（重要度の調査は2023年度から実施）

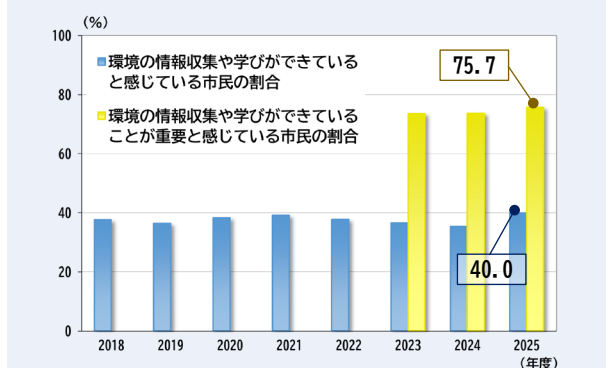


図2-13 環境に関する市民意識調査の結果推移※  
「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」  
（重要度の調査は2023年度から実施）

※「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

以上のように、横浜の生活環境は、課題が残されているものの、多くの項目で環境基準を達成しており、良好な状況にあります。市民意識の差を縮めていくため、良好な生活環境を保つ取組や課題への対応を進めることに加え、現在の生活環境の状況を分かりやすく伝える取組など、市民の心地よさの実感という視点を取り入れることが求められています。

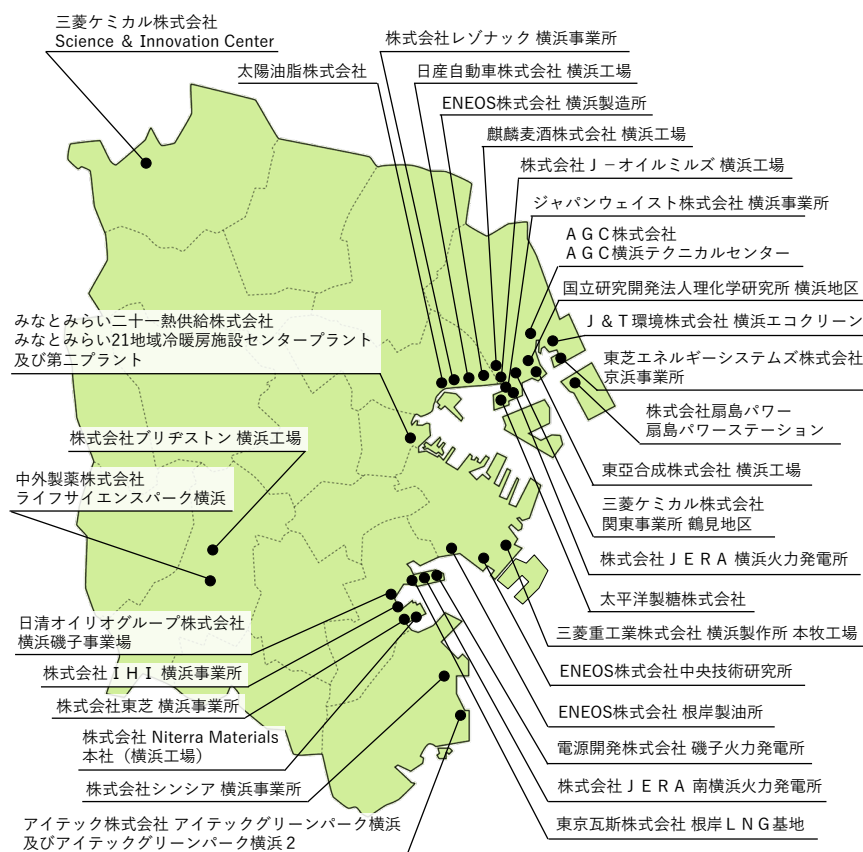
## コラム1

## 事業者との連携による環境負荷の低減（環境保全協定）

1950年代半ば以降、日本は高度経済成長期を迎え、横浜市の臨海部でも産業活動が急速に拡大しました。その一方で、公害が深刻化し、市民の生活環境に大きな影響を及ぼすようになりました。このような状況を受け、横浜市は科学的データをもとに事業者と協議を重ね、1964年に火力発電所と「公害防止協定」を締結しました。事業者と対等の立場で交わした協定は、事業者が法律より厳しい公害対策を約束する内容でした。

その後、横浜市は臨海部の多くの事業者とも同様の協定を締結し、環境改善に連携して取り組んできました。事業計画段階から環境負荷の低減や回避について協議する取組は「横浜方式」と呼ばれ、後の環境アセスメント制度の先駆となりました。

現在では名称を「環境保全協定」に変更し、多様化する環境問題に対応していくため、大気汚染や水質汚濁等の対策に加え、地球温暖化対策や緑化などの分野を含めた幅広い内容に拡充されています。今後も協定の運用を通して、事業者との連携による環境負荷の低減に取り組んでいきます。



環境保全協定締結事業所（32 事業所）の位置図（2025 年度末時点）



## 第3章

### プランの全体像

## 1 生活環境分野の目指す姿

市民・事業者・行政のあらゆる主体が生活環境の保全につながる様々な対策に取り組んできた結果、現在の横浜の生活環境が確保されています。本プランでは、第2章で述べた環境の現状や課題を踏まえ、今後もこの状況の維持、向上を図ることに加えて、市民の心地よさの実感という視点を取り入れ、目指す姿を設定します。

### 目指す姿

将来にわたり安全・安心で快適な生活環境の創出  
～心地よさが実感できる大気・音・水・土壌環境～

### (1) 目指す姿の基本的な考え方

旧環境管理計画やガイドラインでは、「安全・安心で快適な生活環境の保全」を目指す姿としてきました。「安全・安心」とは、大気汚染や水質汚濁等の環境負荷や環境リスクによる市民の「健康」への影響に関する視点であり、「快適」とは、近隣騒音や悪臭等による「市民生活」への影響に関する視点です。「安全・安心」と「快適」は明確に区別できるものではなく、人によっても捉え方は異なりますが、両者ともに重要な要素です。

本プランでは、この考えを引き継ぎ、市民の健康が守られ、日々の暮らしにおいて不快感なく過ごせる生活環境の確保に向けて取り組むとともに、さらに、実際に市民が心地よさを実感して暮らしていることが大切であることから、そのような状況を創り出すという意味を込めて、従来の「生活環境の保全」から一歩進んだ「生活環境の創出」を目指すとしています。

また、今の世代の責任として、現在の生活環境を確実に維持し、更なる向上を図り、次の世代へ引き継いでいくという意識を持つことも重要です。

本プランに掲げる取組を通じて、安全・安心で快適な生活環境を未来に引き継いでいくとともに、環境管理計画で掲げる「環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし」の実感につなげます。

※「安全・安心」とは、環境基準の達成により市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることで、まず「安全」を確保し、その上で、環境負荷や環境リスクの低減を進めるとともに、適切な情報発信を行うことにより、市民の「安心」の醸成につなげるという考え方に基づいています。

## (2) 心地よい生活環境とは

本プランでは、澄んだ空、川のせせらぎや草木の揺れる音、清涼で美しい川や海、健全で豊かな土壌など、個々の環境要素が良好な状態に保たれるとともに、それらが全体として調和し、市民が日々の暮らしの中で「気持ちのよさ」や「快適さ」を実感できる状況を「心地よい生活環境」としています。市民がこのような良好な状況を知り、実際に体感することを通じて、心地よさの実感につなげます。

## 2 環境目標

目指す姿の実現に向けて、3つの環境目標を掲げます。

**目標1** 大気汚染や水質汚濁等に対する未然防止の取組や環境汚染への対応により良好な生活環境が保たれるとともに、災害発生への備えが進み、将来にわたり健康で安全に暮らしています。

**目標2** 生活環境の状況や新たな環境リスクの情報が分かりやすく伝わり、安心して過ごしています。

**目標3** あらゆる主体が環境行動の重要性を理解し、共に取り組むことで、市民が心地よい生活環境を実感しています。

大気汚染や水質汚濁等の未然防止や土壌汚染等の環境汚染への適切な対応により良好な生活環境を保つとともに、災害に起因する化学物質の漏えい・流出等への備えを進めることで、将来にわたり市民の健康と安全の確保を図ります。また、良好な生活環境の状況等を分かりやすく伝えることで、市民の安心感の醸成につなげます。さらに、市民・事業者・行政のあらゆる主体が良好な生活環境の保全と創出につながる様々な取組の重要性を共有することで、事業者や市民の主体的な環境行動を一層推進します。これらの目標達成に向けた各取組の推進により、市民が日々の生活の中で生活環境の心地よさを実感することを目指します。

## 3 計画期間

本プランの計画期間は、2040年度までとします。

## 4 取組方針

環境目標の達成に向けて、主軸となる3つの取組方針を定めます。市民・事業者・行政のあらゆる主体が協力していくことが大切であることを踏まえ、市民や事業者等と共に取り組んでいく方針を第一とし、生活環境の保全に関する基盤的取組や課題対応の方針を第二、第三として整理しました。

取組の推進にあたっては、デジタル技術の活用などの検討を進め、行政サービスの質の向上を図ります。（詳細は第4章に掲載）

### 取組方針1 市民・事業者等との共創の推進

地域の生活環境を良好に保つためには、事業活動や日常生活に伴う生活環境への影響を小さくするよう、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。情報発信や多様な主体との取組を通じて環境行動の重要性を共有し、環境意識の更なる醸成と主体的な環境行動の促進を目指します。また、生活環境に関する広域的な課題の解決に向けて、近隣自治体等と連携した取組を進めます。

### 取組方針2 生活環境の確実な保全

これまで、公害や生活環境に関する様々な課題に対し、環境法令等に基づく規制・指導、環境調査、環境中への漏えいや汚染への適切な対応など、基盤的な取組を着実に実施し、生活環境の保全に取り組んできました。今後も、環境負荷の低減や生活環境の悪化の未然防止に向けて、これらの取組を継続して実施していくことで、現在の生活環境を将来にわたって確実に保全します。

### 取組方針3 より良好な生活環境の創出

継続的な課題である光化学オキシダントやアスベスト等への対策、有機フッ素化合物（PFAS）等の新たな環境汚染物質への対応、災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等に対する備えなど、多様な課題が生じています。これらの課題に対して先を見据えて実効性のある取組を推進することで、環境負荷や環境リスクの低減を図り、現在よりも良好な生活環境の創出につなげます。

## 5 取組方針ごとの具体的な取組の例

各取組方針に基づき、施策や具体的な取組を展開します。ここでは具体的な取組の例を紹介します。各取組の詳細は、第4章にまとめています。

### 取組方針1

#### 環境保全プロモーション

市民や事業者の主体的な環境行動を推進するため、事業者と連携した動画やSNSを活用して、親しみやすい内容で環境保全に関する広報を行います。



事業者の取組を紹介する動画の1コマ

### 取組方針1

#### 水辺の魅力プロモーション (よこはま水辺推し活)

水環境への意識の向上を図るため、水辺への興味や愛着を育む「よこはま水辺推し活」を、市民参加型の水環境調査等により展開します。

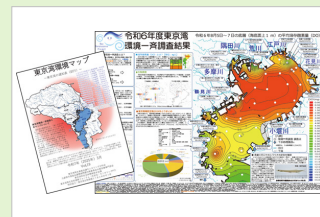


水環境調査の様子

### 取組方針1

#### 自治体間の 広域連携の取組

光化学オキシダント対策や東京湾の水質改善に係る調査などの広域的な環境課題に対し、自治体間の連携の枠組みを活用して取り組みます。



東京湾環境マップ

### 取組方針2

#### 届出審査・立入検査等

事業者の規制基準等の遵守を確認するため、環境法令等に基づく届出審査や事業所への計画的な立入検査等を実施します。



事業所への立入検査  
(排出ガス測定)

### 取組方針3

#### アスベスト対策

これから建築物の解体工事件数のピークが見込まれ、依然として対応が必要な課題であるため、届出等の確認や立入検査のほか、法制度の周知を図ります。



浮遊アスベスト濃度の測定

### 取組方針3

#### 災害対応体制の整備・ 災害対応訓練

災害に伴う化学物質の漏えい等による影響を抑えるため、平常時から災害対応体制の整備や災害対応訓練等を実施し、災害対応力の向上を図ります。



協定締結機関と合同で  
実施した災害対応訓練

## 6 施策体系

目指す姿、環境目標、取組方針、施策及び具体的な取組の関係は、体系図（図 3-1）のとおりです。施策は多岐にわたるため、施策ごとの目標も定めています（図 3-2）。

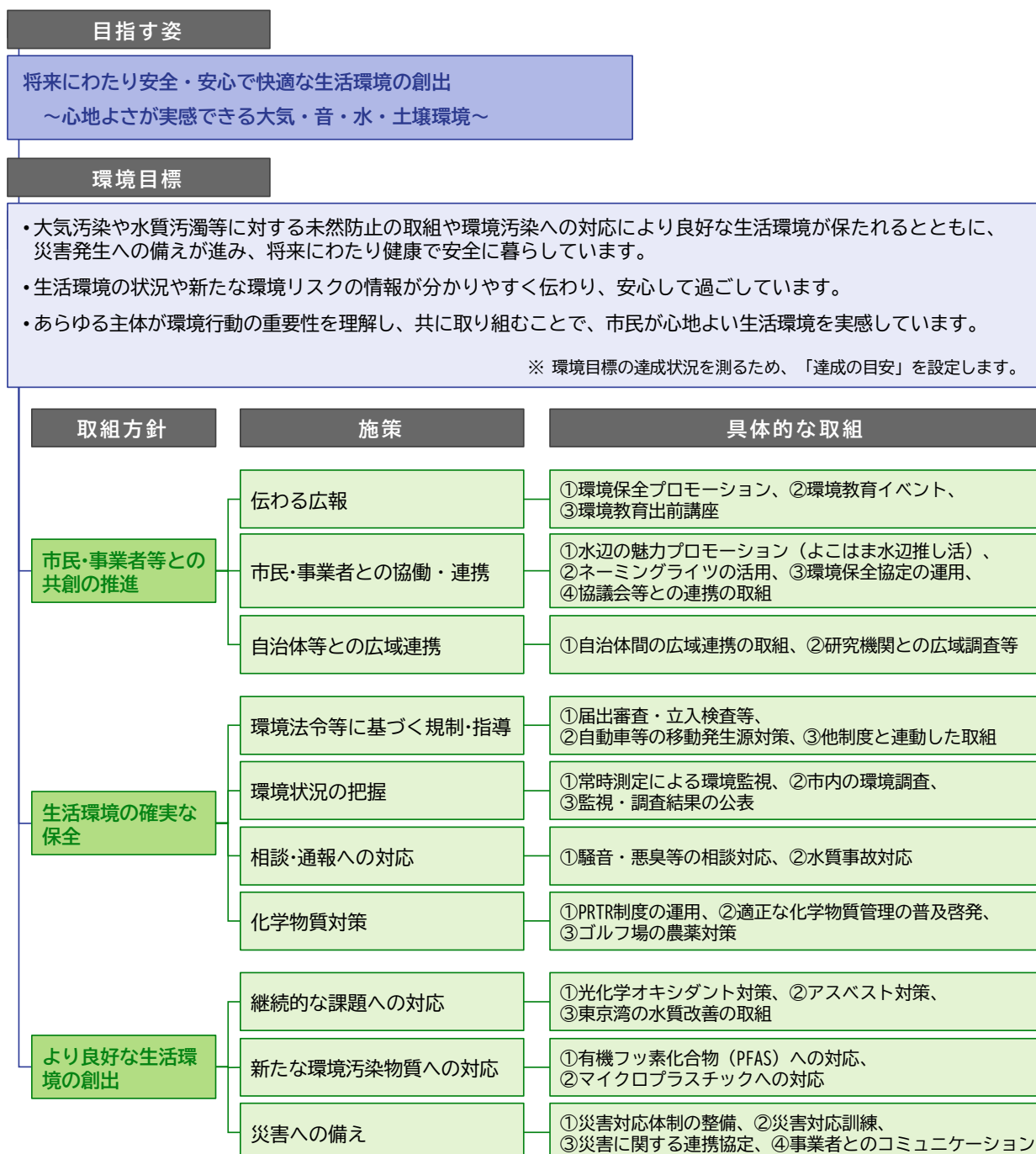


図 3-1 横浜市生活環境保全推進プランの体系

| 取組方針 1 市民・事業者等との共創の推進 |                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 施策                    | 施策ごとの目標                                               |
| 伝わる広報                 | ・市民や事業者に生活環境に関する様々な情報が伝わることで理解が深まり、主体的な環境行動につながっています。 |
| 市民・事業者との協働・連携         | ・市民や事業者の力を生かした取組が進められ、環境意識の向上と持続可能な環境づくりが進んでいます。      |
| 自治体等との広域連携            | ・広域的な環境課題の解決に向けて、自治体等との連携した取組が進められています。               |

| 取組方針 2 生活環境の確実な保全 |                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策                | 施策ごとの目標                                                                                 |
| 環境法令等に基づく規制・指導    | ・事業者の法令遵守により、環境負荷の低減が図られ、良好な生活環境が保たれています。<br>・環境基準の達成が確実に維持されているとともに、未達成項目の達成率が向上しています。 |
| 環境状況の把握           | ・生活環境の状況を確実かつ継続的に把握し、環境保全行政の基盤となる基礎データを収集できています。<br>・生活環境の状況を公表することで、市民の安心につながっています。    |
| 相談・通報への対応         | ・迅速かつ適切な相談・通報対応が行われるとともに、未然防止・再発防止に向けた対応が継続され、市民の健康被害や生活環境の悪化が防がれています。                  |
| 化学物質対策            | ・PRTR制度に基づき、化学物質の排出量・移動量が適正に把握されています。<br>・化学物質の適正な使用・管理が進んでいます。                         |

| 取組方針 3 より良好な生活環境の創出 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策                  | 施策ごとの目標                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 継続的な課題への対応          | <b>■光化学オキシダント対策</b><br>・揮発性有機化合物（VOC）排出対策により、事業者の自主的な取組が一層推進されると同時に、市民のVOCに対する意識向上が図られています。<br>・科学的な調査研究により、発生メカニズムの解明が進んでいます。<br><b>■アスベスト対策</b><br>・適切な周知・規制・検査等により、解体等工事でのアスベスト飛散が防止されています。<br><b>■東京湾の水質改善の取組</b><br>・東京湾に流入する事業所排水について、汚濁負荷量の把握・規制により、富栄養化対策が進んでいます。 |
| 新たな環境汚染物質への対応       | ・環境中の実態把握を行い、事業者の適切な管理を促すとともに情報公開を行うことで、市民の健康や生活環境保全につながっています。                                                                                                                                                                                                            |
| 災害への備え              | ・災害対応体制の整備や訓練等の実施により、災害時の迅速な対応と被害の最小化に向けた備えが進んでいます。                                                                                                                                                                                                                       |

図 3-2 施策ごとの目標一覧

## 7 進捗管理

### (1) 進捗管理の方法

本プランの進捗管理は、大気環境や水環境等の生活環境の状況、環境目標の達成状況の評価、本プランに基づく取組の実施状況等を取りまとめた年次報告書の作成により行います。環境目標の達成状況については、「達成の目安」を設定し、その目安と現状を比較することにより、総合的に評価します。作成した年次報告書は、インターネット等の手法により広く市民や事業者等に向けて公表します。

また、本プランは2040年度までの環境目標を掲げていますが、進捗や時代の変化に応じて取組方針や施策の修正が必要となることも想定されます。そこで、5年程度の適切な期間ごとに、取組方針や施策が適切なものとなっているかどうかの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

### (2) 達成の目安

環境目標の達成状況を測るために、環境目標の総体に対して「達成の目安」を4つ設定します。これらの目安と現在の状況を比較することで、環境目標がどの程度達成されているかを総合的に評価します。

**目安1 環境基準の達成率の向上及び継続的な達成**

**目安2 生活環境に関する満足度の向上**

**目安3 環境情報等の収集に関する満足度の向上**

**目安4 環境行動の実践率の維持及び向上**

目安1は、環境保全行政の政策目標である環境基準を用いることとし、その評価方法は国が示すものを用いることとします。具体的な環境基準の例と達成の状況は、表3-1のとおりです。

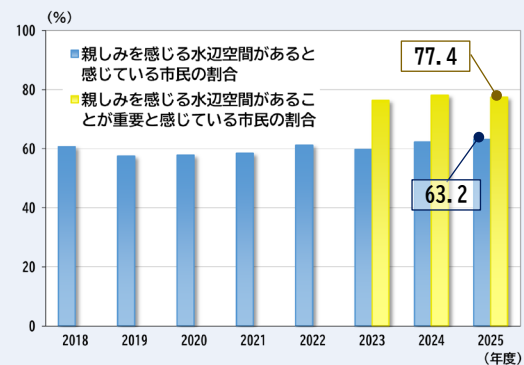
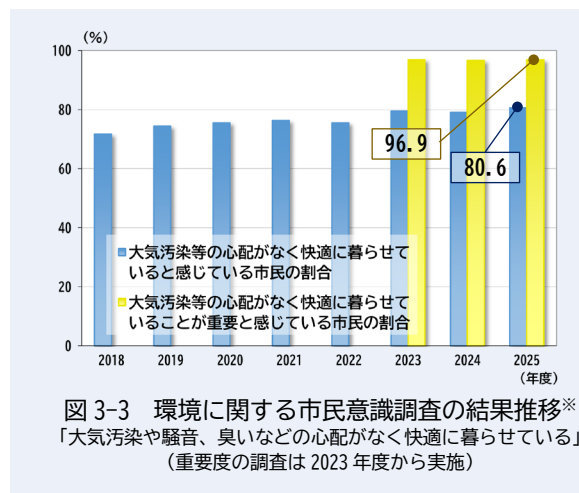
目安2～4は、市民実感を把握する必要があるため、意識調査などの手法により得られた結果を用いて評価します。調査結果の例は、図3-3～図3-7のとおりです。

表 3-1 目安 1 に関する環境基準の例と 2024 年度の達成状況

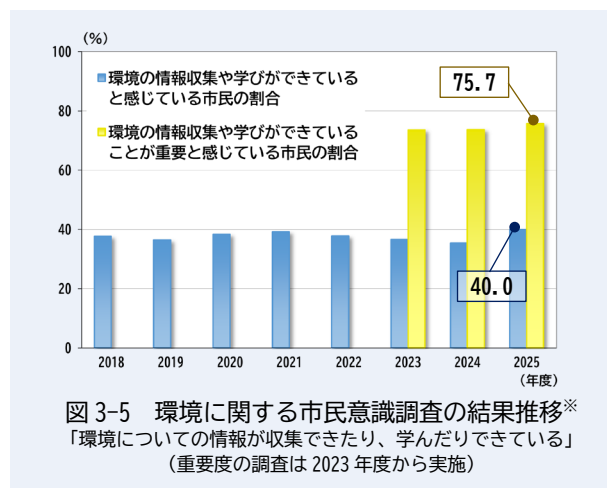
| 分野   | 項目                          | 環境基準（一部を抜粋）                                                                                                                                                     | 2024 年度の達成率             |
|------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 大気環境 | 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                                                                                                         | 100%                    |
|      | 光化学オキシダント（O <sub>3</sub> ）  | 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。                                                                                                                                        | 0 %                     |
|      | 微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ） | 1 年平均値が 15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                                                     | 100%                    |
| 水環境  | （河川）<br>生物化学的酸素要求量（BOD）     | B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 5 mg/L 以下、<br>D 類型 8 mg/L 以下                                                                                                                | 90%                     |
|      | （海域）<br>化学的酸素要求量（COD）       | B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 8 mg/L 以下                                                                                                                                   | 71%                     |
|      | （海域）<br>全窒素                 | Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下、Ⅳ類型 1 mg/L 以下                                                                                                                                   | 86%                     |
|      | （海域）<br>全りん                 | Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下、Ⅳ類型 0.09 mg/L 以下                                                                                                                               | 43%                     |
| 地盤環境 | （地下水）<br>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素      | 10 mg/L 以下                                                                                                                                                      | 100%<br>（概況調査）          |
|      | （土壌）<br>ダイオキシン類             | 1,000 pg-TEQ/g 以下                                                                                                                                               | 100%                    |
| 音環境  | 騒音                          | 道路に面する地域<br>・ 幹線交通を担う道路に近接する空間<br>昼間 70 dB 以下 夜間 65 dB 以下<br>・ A 地域 昼間 60 dB 以下 夜間 55 dB 以下<br>・ B 地域 昼間 65 dB 以下 夜間 60 dB 以下<br>・ C 地域 昼間 65 dB 以下 夜間 60 dB 以下 | 道路交通騒音<br>（面的評価）<br>88% |

- ※1 環境基準の達成率が 100% の項目は、環境の現状非悪化の趣旨を踏まえ、継続的に 100% を目指します。  
環境基準の達成率が 100% に至っていない項目は、達成率 100% を目指します。
- ※2 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としており、目安 1 の評価でも環境目標値を用います。
- ※3 光化学オキシダントについて、本表では 2024 年度の達成状況を記載しているため、旧環境基準を記載しています。2026 年度以降の光化学オキシダントの測定値については、2026 年 4 月 1 日に施行された新たな環境基準を用いて評価します。  
・ 2026 年 4 月 1 日施行の光化学オキシダントの環境基準  
「オゾンとして、8 時間値が 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04 ppm 以下であること。」
- ※4 各項目の測定値の扱いは、国が示す方法を用います。
- ※5 環境基準の一覧と詳細は、資料編をご覧ください。

## ■目安 2 に関する意識調査結果の例

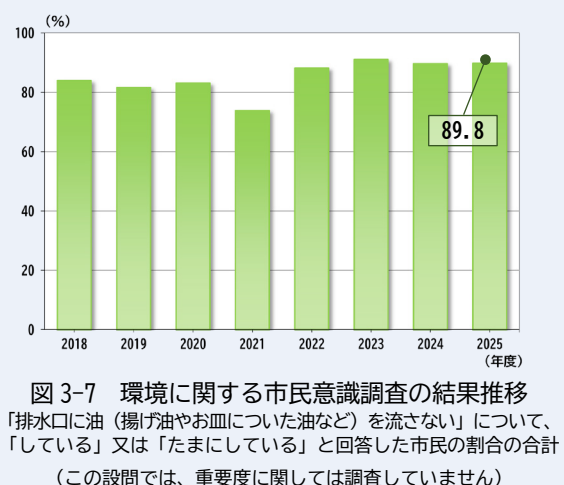
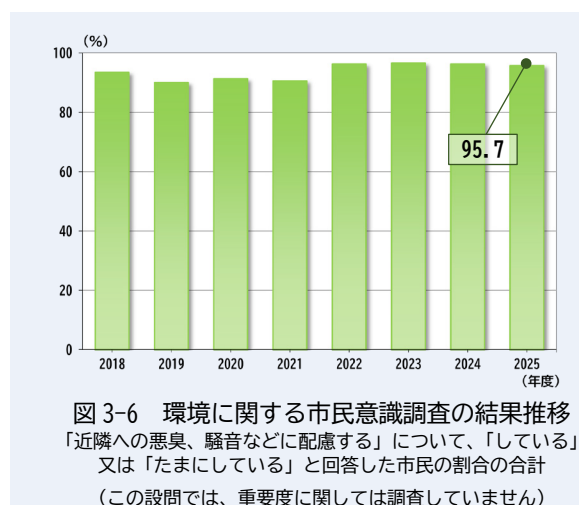


## ■目安 3 に関する意識調査結果の例



※ 「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

## ■目安 4 に関する意識調査結果の例



## 第4章

### 取組方針ごとの施策と具体的な取組

# 1 市民・事業者等との共創の推進（取組方針1）

## 施策 1-1 伝わる広報

事業者の環境負荷低減の取組や市民の環境に配慮した行動などにより、現在の生活環境が保たれています。横浜の環境に関心を持ってもらうため、生活環境の状況、生活環境保全の取組や経緯等を分かりやすく伝えることが重要です。このような情報が広く伝わることで理解と共感が深まり、主体的な環境行動につながることを期待されます。市民や事業者の視点に立ち、生活環境保全に関する情報を分かりやすく、効果的に伝える取組を進めます。また、環境意識を育むことも大切であることから、体験をはじめとした学びの機会を設けるなど、環境教育の取組も進めます。

### 施策 1-1 の目標

- ・市民や事業者对生活環境に関する様々な情報が伝わることで理解が深まり、主体的な環境行動につながっています。

### 施策 1-1 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・広報の実績（イベント参加、動画発信等） 5件／年

## 取組 1-1-① 環境保全プロモーション

横浜の環境に関心を持ってもらうため、「ゆるっと学ぼう」をコンセプトに掲げ、生活環境の状況や生活環境保全の取組を分かりやすく伝える広報プロジェクト「Y-Labo（ワイラボ）」を展開しています。法令等に関する専門用語をなるべく使わずに、キャラクター「環境リスくん・リス子ちゃん」を用いて、横浜市ウェブサイトへの情報掲載のほか、動画や SNS 等も活用して親しみやすい内容で発信します。横浜市の取組のほか、事業者の生活環境保全の取組にも焦点を当てるなど、多様な内容を扱います。

これらの広報を通じて、市民や事業者の環境意識の向上を図り、日常の中での環境行動の推進につなげます。



図 4-1 事業者の取組を紹介する動画の1コマ



図 4-2 Y-Labo（ワイラボ）

## 取組 1-1-② 環境教育イベント

身近な生活環境への関心や理解を深めてもらい、自分ごととして意識してもらうために、イベント等の機会をとらえてブース出展などを行い、情報発信や啓発に取り組みます。子どもが楽しみながら学べる環境教育イベントの開催にも努め、体験を通じて環境を学ぶ機会を提供し、生活環境保全の意識を育むことにつなげます。



図 4-3 イベント出展

## 取組 1-1-③ 環境教育出前講座

生活環境保全に関する理解を深めてもらうため、学校や企業などを対象にした出前講座を実施します。興味を持って学べるよう、講義のほか、ワークショップ等の体験型プログラムも活用することで、身のまわりの環境問題について考え、行動につなげる機会を作ります。



図 4-4 出前講座

## コラム 2

### 環境科学研究所の施設公開と環境教育

環境科学研究所では施設公開と環境教育が一体化したイベントとして「夏休みこども環境科学教室」を実施しています。生物多様性・水質・都市の暑さ対策など8つのグループの職員が自身の業務に関連したテーマで趣向を凝らしたワークショップやミニ実験を実施するとともに、研究所内の分析装置などを見ることができる施設見学を行っています。

ワークショップの中でも、実際に横浜市内の海岸で採取した砂の中からマイクロプラスチックを探し出す調査実習は人気が高く、他の環境イベントでのブース出展や小学校等への出前講座としても実施しています。

また、夏休みこども環境科学教室以外にも随時施設見学を実施しています。その際には見学にとどまらず、体験を通じた科学学習や環境学習となるように心掛け、子どもたちをはじめ市民の皆様に科学や環境に興味を持ってもらえるよう努めています。



マイクロプラスチック  
調査体験

## 施策 1-2 市民・事業者との協働・連携

良好な生活環境の創出に向けては、市民・事業者・行政が主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との協働や連携を図りながら対応していく必要があります。市民力を生かした身近な水辺の調査と水辺環境の魅力発信、事業者との連携による環境保全の取組、協議会等との連携による情報共有など、多様な主体との取組を推進します。これらの取組を通して、市民や事業者の生活環境への関心を高め、環境行動の推進につなげます。

### 施策 1-2 の目標

- ・市民や事業者の力を生かした取組が進められ、環境意識の向上と持続可能な環境づくりが進んでいます。

### 施策 1-2 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・水辺の魅力プロモーションの実績（イベント参加、SNS 投稿等） 5 件／年

## 取組 1-2-① 水辺の魅力プロモーション（よこはま水辺推し活）

横浜の水環境の魅力を市民と共有し、関心や理解を深めることで、地域における水環境への意識の向上を図ります。そこで、水辺への興味や愛着を育む水辺の魅力プロモーション「よこはま水辺推し活」を展開します。

この推し活では、市民参加型の水環境調査「よこはま水辺レポート」を推進しています。共通の指標「みずしるべ」を用いて水辺の現状や魅力を可視化し、その結果を横浜市が発信・共有しています。

さらに、市民・事業者との協働・連携による水辺の魅力向上の取組として、イベントの開催や情報発信、環境学習や保全活動の支援などを進めます。多様な主体がそれぞれの立場で関わりながら、水辺の魅力を共に高め、共有していくことで、持続可能な水環境の形成を目指します。

※「みずしるべ」とは、水辺を「自然のすがた」「ゆたかな生物」「水のきれいさ」「快適な水辺」「地域とのつながり」の 5 つの視点から総合的に評価し、レーダーチャートで可視化できる指標です。



図 4-5 よこはま水辺推し活



図 4-6 よこはま水辺レポート



図 4-7 イベントでの情報発信

### 取組 1-2-② ネーミングライツの活用

施設維持管理コストの軽減と施設の魅力向上や環境保全等に資することを目的として、生活環境分野においても、ネーミングライツ（命名権）を導入します。

2025 年度には、二酸化窒素等の大気汚染物質を常時監視している「大気常時監視測定局」について命名権の契約を締結しました。事業者の提案を受け、測定局舎を活用した環境教育に資する取組を進めます。今後も状況に応じて、保有施設の活用の可能性について検討します。

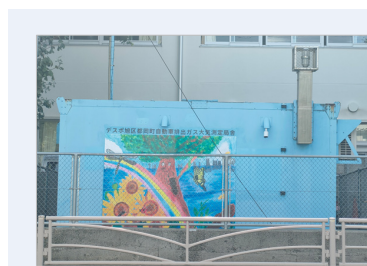


図 4-8 ネーミングライツによる測定局舎ラッピング

### 取組 1-2-③ 環境保全協定の運用

事業活動に伴う環境負荷の一層の低減に向けて、生活環境保全条例に定める要件に該当する事業者と環境保全協定を締結しています。この協定では、多様化した環境問題に適切に対応していくため、大気汚染や水質汚濁などの生活環境分野のほか、地球温暖化対策や緑化などの分野について定めています。協定の運用を通して事業者との連携を図り、生活環境の保全と一層の向上を目指します。

### 取組 1-2-④ 協議会等との連携の取組

横浜の環境保全・向上を目的として、横浜市環境保全協議会※と連携した取組を進めます。事業者の環境管理の一助とするため、同協議会の環境実務担当者向けに環境法令等に関する動画を配信するほか、同協議会発行の会報誌への記事掲載などにより情報提供や周知啓発に取り組みます。



図 4-9 会報誌「かんきょう横浜」  
(画像提供：横浜市環境保全協議会)

#### 【その他の関連取組】

横浜市環境技術協議会や一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会との連携の取組

※横浜市環境保全協議会は、工場及び事業所等における環境保全に関する知識と技術の涵養や交流を図るとともに、関係行政機関との連携により、地域の環境保全・向上に資することを目的として横浜商工会議所に設置された組織です。市内の工場及び事業所で構成されており、横浜市も参加しています。

### コラム3

### 水辺の魅力で育む学びの場 ―よこはま水辺レポート―

2025 年から始まった「よこはま水辺レポート」は、身近な水辺の魅力をみつけてシェアする取組です。

地域のイベントや小学校の授業といった場でも実施され、子どもたちから「川が思ったよりきれい」「魚が多くてびっくり!」といった新たな魅力発見の声も!また、市内中学校科学部の生徒が多く参加した舞岡川でのハグロトンボ調査とも一緒に実施しました。その様子を記録した動画が「環境教育・ESD 実践動画 100 選」に選ばれるなど、学びの場としても高く評価されました。

「よこはま水辺レポート」は、子どもから大人まで、誰でも気軽に参加できる取組として広がっています。あなたの発見が誰かの「押し水辺」になるかも!



地域イベント  
(生き物調査)



舞岡川での合同調査  
(簡易水質試験)

### コラム4

### 豊かな海づくり事業

環境科学研究所とJFEスチール株式会社が連携して、生物の持つ水質浄化能力に注目し、山下公園前海域の生物相を回復することで、海域の水質浄化能力を向上させることを目的とした取組を実施しています。

2013 年に山下公園前海域に鉄鋼スラグ製品を用いたつき磯を造成することで生物の生息環境を改善し、その後も取組の効果を検証するため、生物相モニタリング調査を毎年実施しています。また、横浜の海に関心を持ってもらうための取組として、小学生を対象とした環境教育出前講座や、市民向けのイベント等を通じた普及啓発を実施しています。



山下公園前の海底



市民向けイベントでの啓発

### 施策 1-3 自治体等との広域連携

自治体の境界を越えて広域的に対応すべき課題に対しては、近隣自治体間で協調して効果的な対策を講じていくことが必要です。九都県市※の枠組みや神奈川県・川崎市との連携などを通じて、光化学オキシダントや東京湾の水質などの広域で懸案となっている環境課題に対し、調査や対策を継続的かつ計画的に実施します。

※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

#### 施策 1-3 の目標

- ・広域的な環境課題の解決に向けて、自治体等との連携した取組が進められています。

#### 施策 1-3 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・広域連携の枠組みへの参加（会議・ワーキング・調査等） 15 回／年

### 取組 1-3-① 自治体間の広域連携の取組

広域的な環境課題に対し、自治体間の連携の枠組みを活用して取り組みます。例えば、九都県市首脳会議環境問題対策委員会の枠組みでは、光化学オキシダント・微小粒子状物質対策、ディーゼル車運行規制等の交通環境対策、東京湾の水質改善に係る調査等について、広域的な施策を検討し、解決に向けて取り組みます。

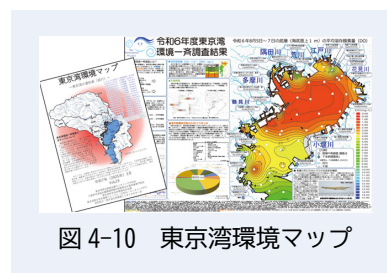


図 4-10 東京湾環境マップ

#### 【その他の関連取組】

東京湾再生推進会議モニタリング分科会、東京湾岸自治体環境保全会議、神奈川県公害防止推進協議会

### 取組 1-3-② 研究機関との広域調査等

広域的な環境課題への対策を進めるためには、科学的根拠に基づく施策検討が欠かせないため、自治体の環境研究機関の連携枠組みにより、調査・解析等に取り組みます。例えば、関東地方大気環境対策推進連絡会の枠組みでは光化学オキシダント等の対策を進めるため、大気汚染の実態解明や行政施策の効果検証などに取り組みます。

#### 【その他の関連取組】

全国環境研協議会、神奈川県市環境研究機関協議会、神奈川県公害防止推進協議会

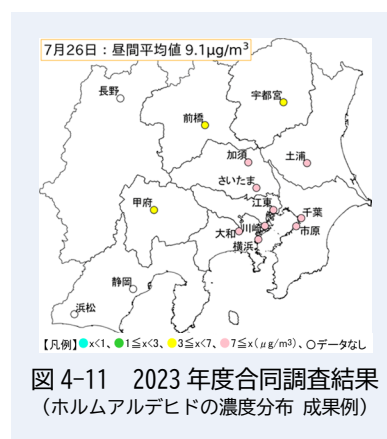


図 4-11 2023 年度合同調査結果 (ホルムアルデヒドの濃度分布 成果例)

## 2 生活環境の確実な保全（取組方針2）

### 施策 2-1 環境法令等に基づく規制・指導

これまで公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、時代の要請に応じて環境法令等※が整備され、事業者による環境法令等の遵守を通じて、生活環境が保全されてきました。現在の生活環境を将来にわたって確実に維持していくためには、生活環境の悪化を未然に防止することが重要です。生活環境の保全の基礎となる環境法令等に基づく規制・指導を着実に実施します。

※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、工業用水法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び生活環境保全条例をまとめて「環境法令等」と記します。

#### 施策 2-1 の目標

- ・事業者の法令遵守により、環境負荷の低減が図られ、良好な生活環境が保たれています。
- ・環境基準の達成が確実に維持されているとともに、未達成項目の達成率が向上しています。

#### 施策 2-1 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・規制・指導業務の着実な実施

### 取組 2-1-① 届出審査・立入検査等

事業所や建設作業現場等の固定発生源に関して、環境法令等に基づく事業者からの許可申請・届出等の受付及び審査を行うとともに、事業者が大気・水質・騒音・振動などの規制基準等を遵守するよう必要な指導を行います。また、規制基準等の遵守状況を確認するため、立入検査を計画的に実施します。このほかに、排出規模の大きい事業所に対しては、テレメータシステムによる排出状況の継続的な監視を実施します。土壌汚染対策としては、汚染の可能性のある土地の土壌調査や、土壌汚染が認められた場合の適正な土地の管理などについて、事業者や土地の所有者等に対して必要な指導を行います。



図 4-12 窓口での届出対応



図 4-13 事業所での排出ガス測定

#### 【その他の関連取組】

大気汚染物質排出量調査、汚染土壌処理業の許可に関する事務、  
土壌汚染対策出前講座・出張窓口、事故時・非常時の措置、届出事業者等の名簿公表

### 取組 2-1-② 自動車等の移動発生源対策

神奈川県が策定する「神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画」の目標達成を目指し、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）を低減するため、神奈川県条例に基づき、市内を走行するディーゼル車の運行規制を行います。実効性を確保するため、九都県市で連携して周知や車両検査を行うなど、広域で対策を進めます。

道路交通による騒音・振動が各規制法の要請限度を超えた場合、生活環境の悪化を防ぐため、騒音の場合は公安委員会へ速度制限等を、振動の場合は道路管理者へ道路修繕等を、また必要に応じて公安委員会にも要請を行います。

#### 【その他の関連取組】

集合住宅室内音環境指導書による家屋側での防音対策の推進、  
在来鉄道の騒音・振動測定



図 4-14 街道での車両検査

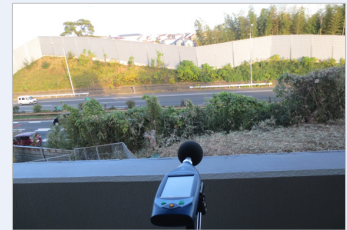


図 4-15 道路交通騒音の測定

### 取組 2-1-③ 他制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、産業廃棄物処理施設の建設などの行為は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、これらの行為に伴う他制度の手續に連動し、環境法令等の遵守に関する事前調整を行います。

#### 【主な他制度の手續】

横浜市開発審査会、横浜市建築審査会、横浜市土地利用総合調整会議、  
横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議

## 施策 2-2 環境状況の把握

環境保全行政を推進していくためには、基礎データとなる環境の状況を正確に把握することが不可欠です。常時測定による環境監視や大気汚染物質・水質汚濁物質等を定期的に測定する環境調査を実施し、環境基準等の達成状況や環境保全に関する施策の効果の確認等を行います。また、常時測定や環境調査の結果を公表するとともに、光化学スモッグ注意報などの市民の健康被害を未然に防止するための情報発信を行います。

### 施策 2-2 の目標

- ・生活環境の状況を確実かつ継続的に把握し、環境保全行政の基盤となる基礎データを収集できています。
- ・生活環境の状況を公表することで、市民の安心につながっています。

### 施策 2-2 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・環境監視や環境調査の計画的な実施

## 取組 2-2-① 常時測定による環境監視

大気環境の状況を継続的に把握し、環境基準の適否等や施策の効果を確認するため、市内に設置した一般環境大気測定局（19 局）と自動車排出ガス測定局（8 局）において、二酸化窒素等の大気汚染物質の常時測定を実施します。

また、市内の放射線量の状況を継続的に把握するため、市内に設置した放射線モニタリングポスト（1 箇所）において、大気中の空間放射線量（ガンマ線）の常時測定を実施します。

### 【その他の関連取組】

光化学スモッグ注意報等への対応、PM2.5 高濃度予報への対応



図 4-16 測定局舎内の測定機器

## 取組 2-2-② 市内の環境調査

市内の環境の状況を把握するとともに、環境基準等の達成状況や施策の効果を確認するため、定期的に環境調査を行います。

環境基準や指針値等が設定された項目に関して、有害大気汚染物質、公共用水域の水質、地下水の水質及びダイオキシン類（大気、水質、土壌）の調査を行うほか、道路交通騒音や新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施します。

このほかに、地盤沈下を監視するため、精密水準測量や地下水観測井による地下水位等の観測を行います。

また、市内の水環境の目指すべき目安として設定された水環境目標に関して、公共用水域の水質調査や生物指標による水質評価を実施します。さらに、水環境への意識の向上を図るため、市民参加型の水環境調査を進めます。

### 【その他の関連取組】

大気中のアスベスト濃度の測定、  
化学物質環境実態調査（環境省からの委託）

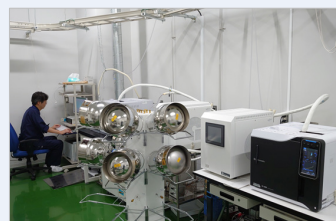


図 4-17 GC-MS による  
有害大気汚染物質の分析  
（環境科学研究所）



図 4-18 地下水位の観測

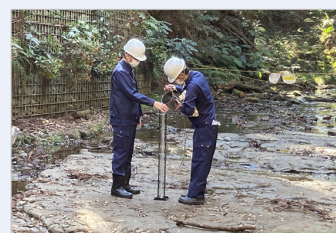


図 4-19 水環境目標に関する調査

## 取組 2-2-③ 監視・調査結果の公表

市内の生活環境の状況を把握するための重要な基礎データとして、常時測定や環境調査により得られた結果を年次報告書や横浜市ウェブサイトへの掲載により公表し、市民の安心につなげます。

また、生活環境の基礎データを活用しやすくするため、今後も継続してオープンデータ化に取り組むとともに、オープンデータ化にあたっては機械判読しやすい形式での提供など、デジタル技術の活用を想定した対応も進めます。



図 4-20 大気情報の公表

## 施策 2-3 相談・通報への対応

事業所に対する排出ガスや排水の規制などにより、市内全域の大気環境や水環境等の状況は大きく改善されています。一方で、屋外燃焼による煙、建設・解体作業に伴う騒音、粉じん等の身近な生活環境に関する苦情相談は依然として寄せられています。そのため、これらの苦情相談に迅速かつ適切に対応します。また、水質事故の通報が寄せられた場合には、速やかに対応し、被害の拡大防止を図ります。

### 施策 2-3 の目標

- ・迅速かつ適切な相談・通報対応が行われるとともに、未然防止・再発防止に向けた対応が継続され、市民の健康被害や生活環境の悪化が防がれています。

### 施策 2-3 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・迅速かつ適切な対応の実施

## 取組 2-3-① 騒音・悪臭等の相談対応

騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談が寄せられた場合には、迅速に対応するため、受付日から原則として3日以内（閉庁日除く）に現地調査等による初動対応を行います。原因物質の特定が必要な場合は、粉じんや悪臭などの分析を実施します。発生源者に対しては、環境法令等の適用の有無に応じて規制・指導や配慮要請を行います。あわせて、騒音、悪臭、屋外燃焼行為等に関するリーフレットの配布などにより、未然防止を図ります。

また、横浜市道路交通環境対策連絡会議や横浜市鉄道環境対策連絡会議により、高速道路や鉄道の事業者、神奈川県警察等と情報を共有し、沿線住民の生活環境の保全を図ります。

【その他の関連取組】 市民・事業者への騒音計等機器の貸出し支援



図 4-21 現地調査

## 取組 2-3-② 水質事故対応

通報により公共用水域で水質事故が確認されたときは、事故の収束を図るため、土木事務所等の関係機関と連携して迅速に現地を調査します。必要に応じて水質を分析し、原因究明を図ります。原因者が特定できた場合は、再発防止のための指導等を行います。平常時にはリーフレット配布などにより注意喚起を行い、事故の未然防止を図ります。



図 4-22 水質事故（白濁）

## コラム5

## 生活環境に関する相談と公害の未然防止

「近所で物を燃やしていて煙や臭いがつらい」「工事の音が大きくて困っている」など、市民から寄せられる生活環境に関する相談は、毎年約 2,700 件にのぼります。特に、建設工事に伴う粉じんや騒音・振動に関する相談が多いため、横浜市では事業者に対し、十分な散水や低騒音・低振動工法の採用などを促すことで、公害の未然防止に努めています。

また近年は、一般家庭から生じる人声や足音、楽器の音といった生活騒音に加え、家庭用薪ストーブに関する相談も増えています。これら日常生活に起因する騒音や煙などは法令上の規制対象ではありませんが、快適な生活環境を保つためには、地域でのルールづくりや当事者同士の話し合いが大切です。横浜市では、当事者間の円滑な問題解決を図るため、リーフレットを用いた啓発等に取り組んでいます。



生活騒音リーフレット

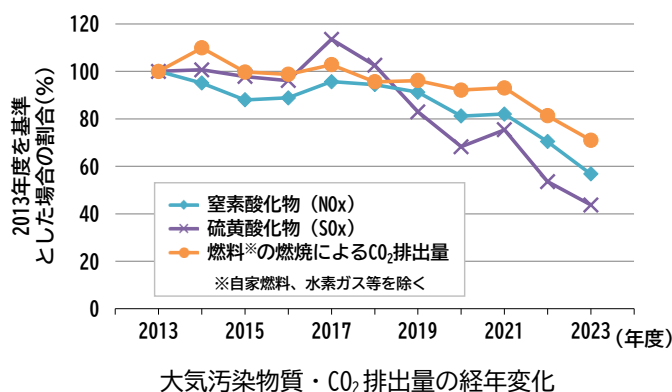
## コラム6

## 大気環境の保全と気候変動対策

事業所で石油などの化石燃料が燃焼されると、排ガスとして、大気汚染物質である窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）や硫黄酸化物（ $\text{SO}_x$ ）などが排出されるとともに、気候変動の要因となる温室効果ガスの一つである二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）も排出されます。

大気環境の保全のため、大気汚染物質の削減を進めていくことは、気候変動対策にもつながります。

横浜市では毎年、ボイラーや焼却炉等を設置している工場等を対象に大気汚染物質排出量調査を行っています。この調査結果から、事業者の取組により、 $\text{NO}_x$ 、 $\text{SO}_x$  とともに  $\text{CO}_2$  排出量の削減が進んでいることが分かります。（右図）



## 施策 2-4 化学物質対策

環境中に放出された化学物質がヒトや動植物に悪影響を及ぼす可能性のことを化学物質の環境リスクと呼びます。化学物質による環境リスクを低減するため、PRTR 制度の運用による化学物質の排出量・移動量の適正な把握や市民・事業者への普及啓発等の取組を通じて、化学物質の適正な使用や管理を促し、環境中への排出総量の削減を図ります。

### 施策 2-4 の目標

- ・ PRTR 制度に基づき、化学物質の排出量・移動量が適正に把握されています。
- ・ 化学物質の適正な使用・管理が進んでいます。

### 施策 2-4 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・ 各取組の計画的な推進

#### 取組 2-4-① PRTR 制度の運用

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）は、化学物質がどこからどのくらい環境に排出されたのかという情報を把握し、集計し、公表する仕組みです。市内事業者からの届出に関する事務を行うとともに、集計結果を横浜市ウェブサイトで公表します。この制度の運用を通じて、事業者による化学物質の自主的な適正管理を促します。

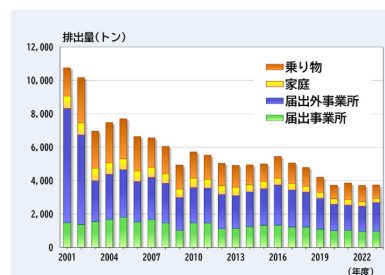


図 4-23 PRTR 制度に基づく市内の化学物質排出量の推移

#### 取組 2-4-② 適正な化学物質管理の普及啓発

セミナー等を開催することで、市民の化学物質への理解を深め、日常生活等における化学物質の適正使用につなげます。事業者に対しては、講習会等により事業における化学物質の適正使用・管理を促します。これらの取組は、関係機関と連携して効果的に実施します。



図 4-24 2025 年度化学物質市民セミナー

#### 取組 2-4-③ ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺地域における良好な環境を保全するため、市内 5 か所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結しています。この協定に基づき、各ゴルフ場の農薬使用計画や使用実績等を把握し、適正使用を推進します。

### 3 より良好な生活環境の創出（取組方針3）

#### 施策 3-1 継続的な課題への対応

光化学オキシダントは環境基準を達成しておらず、東京湾の水質に関しても一部の地点で環境基準を達成できない状況が続いています。広域的な対応が必要な課題であるため、国や他自治体と協力して科学的知見に基づく調査研究や発生源対策に取り組みます。また、アスベストについては、今後、建築物の解体工事件数がピークを迎えると見込まれており、市民の関心も高まっています。市民の安全・安心の確保に向けて、実効性のある取組を推進します。

##### 施策 3-1 の目標

###### ■光化学オキシダント対策

- ・揮発性有機化合物（VOC）排出対策により、事業者の自主的取組が一層推進されると同時に、市民の VOC に対する意識向上が図られています。
- ・科学的な調査研究により、発生メカニズムの解明が進んでいます。

###### ■アスベスト対策

- ・適切な周知・規制・検査等により、解体等工事でのアスベスト飛散が防止されています。

###### ■東京湾の水質改善の取組

- ・東京湾に流入する事業所排水について、汚濁負荷量の把握・規制により、富栄養化対策が進んでいます。

##### 施策 3-1 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・各取組の着実な実施

#### 取組 3-1-① 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの主要な原因物質である窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）について、環境法令等に基づく規制・指導を行うとともに、事業者の自主的な排出削減を促す取組を継続して進めます。さらに、近隣自治体と連携してリーフレットや動画等による啓発を行い、市民や事業者の更なる意識向上に取り組みます。

また、これまで光化学オキシダントの発生メカニズムの解明にも取り組んできており、関東地方における光化学オキシダント前駆物質の発生源の特定に向けて、近隣自治体と連携した広域調査や解析を継続して進めます。



図 4-25 啓発動画の1コマ

### 取組 3-1-② アスベスト対策

アスベスト（石綿）を含む建材が使われている建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事（解体等工事）に対し、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、アスベスト飛散防止のための規制・指導を行います。事業者から提出された届出等を確認するとともに、作業現場への立入検査を適宜実施することにより、実効性を確保します。なお、届出対象外となる解体等工事に対しても、アスベスト含有建材の事前調査結果の報告等をもとに立入検査を適宜行うことにより、作業の実施状況等が適正かを確認します。

また、アスベスト対策を円滑に進めるため、横浜市ウェブサイトへの掲載や、事業者や業界団体へのリーフレットの配布等により、法制度の周知など必要な啓発を実施します。

#### 【その他の関連取組】

市民相談への対応、市有施設のアスベスト対策

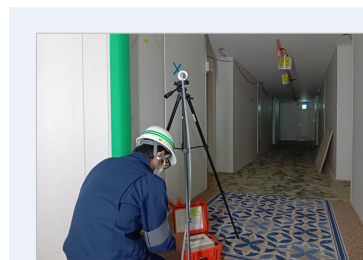


図 4-26 浮遊アスベスト濃度の測定



図 4-27 啓発リーフレット

### 取組 3-1-③ 東京湾の水質改善の取組

東京湾は閉鎖性水域であることから、流入排水による富栄養化が課題となっています。水質改善に向けて、事業所排水に起因する汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）の把握や規制・指導を通じた富栄養化対策を継続的に進めます。

また、近隣自治体等と連携して東京湾環境一斉調査や底質調査を実施し、実態把握と汚濁メカニズムの解明等の課題分析を行い、今後の対応を検討します。

このほかに、東京湾環境一斉調査などの機会をとらえ、市民や事業者にも水環境や東京湾再生への関心を持ってもらうための取組を進めます。



図 4-28 東京湾環境一斉調査イメージ

## 施策 3-2 新たな環境汚染物質への対応

環境中に存在する有機フッ素化合物（PFAS）やマイクロプラスチックが社会的な関心を集めています。これらの物質は、2025 年度末時点では環境基準や環境法令等に基づく規制基準は設けられていませんが、国の動向を踏まえて市内の実態把握を進めます。また、国や関係機関の動向を注視し、将来的に新たな懸念が生じた場合には実態把握等の適切な対応を行います。

### 施策 3-2 の目標

- ・環境中の実態把握を行い、事業者の適切な管理を促すとともに情報公開を行うことで、市民の健康や生活環境保全につながっています。

### 施策 3-2 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・市内の実態把握の実施

## 取組 3-2-① 有機フッ素化合物（PFAS）への対応

有機フッ素化合物（PFAS）※は、環境中で分解されにくく、蓄積性や健康影響が懸念されている物質です。国の動向を踏まえつつ、河川や地下水の水質調査を継続して実施し、実態把握を進めます。調査結果は市民に分かりやすく情報提供を行います。

※環境省は、PFAS のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を人の健康の保護に関する要監視項目に位置付け、公共用水域及び地下水における指針値を「0.00005 mg/L 以下」（PFOS と PFOA の合計値）に定めています。



図 4-29 河川における測定地点  
(11 地点)

## 取組 3-2-② マイクロプラスチックへの対応

マイクロプラスチック（5mm 未満の微細なプラスチック）による生態系への影響が懸念されているため、市内水域の実態把握を継続して実施し、調査結果を公表します。

また、未然防止の観点から、生活環境保全条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」において、樹脂ペレットの漏出防止に関する自主的な取組を規定しており、事業者への周知や指導を通じて適切な管理を求めます。



図 4-30 河川で採取された  
マイクロプラスチック

### 施策 3-3 災害への備え

近年は日本各地で大規模な地震や記録的豪雨等の甚大な被害をもたらす災害が発生しており、これに起因した事業所からの化学物質の漏えい・流出等の懸念が高まっています。災害に伴う化学物質の漏えい・流出等による人の健康や生活環境への悪影響を最小限にとどめるため、事前の備えと迅速な対応体制の構築が必要です。災害対応体制の整備や災害対応訓練を実施することで、災害時の対応力の向上を図ります。

#### 施策 3-3 の目標

- ・災害対応体制の整備や訓練等の実施により、災害時の迅速な対応と被害の最小化に向けた備えが進んでいます。

#### 施策 3-3 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・災害対応訓練の実施

#### 取組 3-3-① 災害対応体制の整備

災害時における化学物質の漏えい・流出等による人の健康や生活環境への悪影響を最小限に抑えるため、横浜市防災計画を補完し、発災時の初動対応や応急対応などを整理した対応マニュアルを整備しています。

また、大規模災害時には多くの建築物等の倒壊や損壊が想定され、災害復興期においても解体等工事が増加することが見込まれることから、石綿飛散・ばく露防止を目的とした対応マニュアルも整備しています。

これらのマニュアルに基づき、平常時から資機材の確保や対応体制の整備等を進めます。

#### 取組 3-3-② 災害対応訓練

災害時に迅速な対応を行うためには、平常時から災害発生を想定した訓練を行い、各手順に習熟しておくことが重要です。関係者を対象にした訓練を定期的の実施し、各災害対応マニュアルに基づく対応手順や連携体制の確認などを行うことで、発災時の対応力の向上を図ります。

また、訓練の結果を踏まえてマニュアルの検証を行い、より実践的なマニュアルの整備を進めます。



図 4-31 災害対応訓練  
(監視センター)

【その他の関連取組】 横浜市災害対策本部放射線対策チームにおける災害対応訓練

### 取組 3-3-③ 災害に関する連携協定

災害時に有害化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握するため、民間の検査機関団体である横浜市環境技術協議会（横環協）と連携協定※<sup>1</sup>を締結しています。また、被災建築物のアスベスト調査を速やかに実施し、アスベスト飛散による汚染の拡大や被害を防止するため、建築物石綿含有建材調査者の業界団体である一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）と連携協定※<sup>2</sup>を締結しています。

連携協定に基づき、関係機関と連携して災害対応訓練や技術研修会を実施するとともに、連絡体制を定期的に共有します。これらの取組により、横浜市職員の災害対応力の向上を図るとともに、災害時における関係機関との円滑な連携体制の構築を図ります。



図 4-32 横環協との災害対応訓練（水質調査）



図 4-33 ASA との災害対応訓練（アスベスト調査）

※<sup>1</sup> 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定（1999 年 8 月締結、2020 年 12 月改定）

※<sup>2</sup> 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定（2019 年 1 月締結）

### 取組 3-3-④ 事業者とのコミュニケーション

災害に伴う化学物質の漏えい・流出等が生じた場合に備え、市内の事業所と平常時から連携を図ることが重要です。そこで、環境保全協定を締結している事業所を対象として、災害時の連絡体制や災害防止対策について共有するとともに、意見交換を行うことで、円滑なコミュニケーションの確保を図ります。

#### コラム 7

#### 災害発生に備えた協定締結の背景

1997 年 7 月 2 日、大型タンカー「ダイヤモンド・グレース」が東京湾の中の瀬で座礁し、原油が流出する事故が発生しました。流出油から発生した悪臭や海水の分析等について、市内の民間検査機関から調査協力の申入れがあり、調査の一部を実施していただきました。

この事故災害を契機として、1999 年 8 月 31 日に「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」を締結しました。また、近年の大規模な災害の教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、2020 年に協定を再締結しました。

これまで、市内において、協定を発動して協力を求めるような災害や事故は発生していませんが、災害時に円滑に連携できるよう平常時からの備えを進めていきます。

## 4 取組の推進にあたって

デジタル技術の活用が社会全体で進んでおり、生活環境分野でも活用を進めていく必要があります。また、公害が大きな社会問題となっていた時代と比べて横浜の生活環境の状況は大きく改善している中、将来的な人口減少を見据えると、生活環境分野に関わる人材や資源が限られていく可能性もあるため、効率性と実効性を兼ね備えた制度を目指していく必要があります。生活環境分野の取組を進める際には、このような環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、既存制度や運用の最適化等に向けた検討を適宜行い、行政サービスの質の向上を図ります。

### (1) デジタル技術の活用

行政サービスの質の向上や業務効率化に役立てるため、生活環境分野の各取組において、デジタル技術の活用を進めます。例として、規制・指導業務の場面では、事業者の申請・届出等の相談や手続のオンライン化のほか、立入検査等への活用を図ります。また、調査・研究の場面では、横浜市の過去の研究成果のデジタルアーカイブ化を行い、文献を活用しやすい環境を整えます。このほかの取組においても、実務の内容に応じてデジタル技術の活用を検討します。



図 4-34 事業者とのウェブ会議

情報通信や人工知能等に代表されるデジタル技術については、今後も進展や普及が見込まれることから、機会をとらえ、新たな活用の可能性について検討します。

### (2) 規制・指導業務の点検・見直し

生活環境保全条例について、必要性、有効性、効率性等の観点からの点検を行い、課題を整理し、必要に応じて見直しを検討します。また、窓口指導や立入検査などの規制・指導業務の運用について、最適化の検討を進めます。

検討にあたっては、制度の変更や運用の見直しが生活環境に与える影響について慎重に見極め、持続可能な環境保全の実現を目指します。

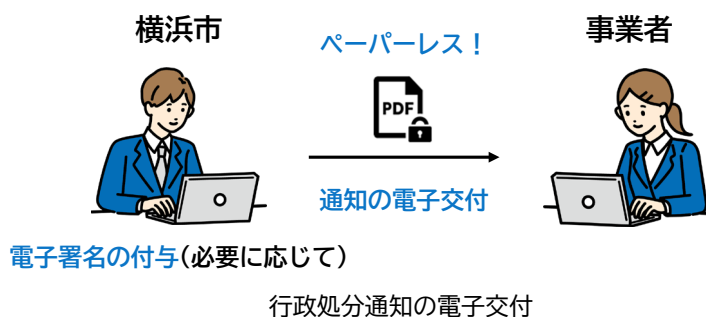
## コラム8

### 環境法令手続のデジタル化を推進しています！

横浜市では、環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）に関する手続のデジタル化を進めており、事業者とのウェブ会議を活用した事前相談や電子申請・届出システムによるオンラインでの申請などを実施しています。事業者が手続のために窓口を訪れる時間を減らすことで、事業者の負担を軽減し、利便性の向上を図っています。

特に一部の手続については、これまで紙で交付していた行政処分通知の電子交付が可能となりました。

今後も事業者によるデジタルツールの活用が進むよう、周知を進めていきます。



## コラム9

### よこはま土壌・水質マップ（土壌汚染関係公表台帳のオンライン地図情報化）

土壌汚染対策法や生活環境保全条例では、市民や事業者が土地の汚染状況を把握できるようにする等の趣旨から、土地ごとの土壌汚染に関する台帳の作成・公開が義務付けられています。

これまで、台帳は図面等の資料のデータ容量が膨大なため、横浜市ウェブサイトでは汚染の概要のみの掲載にとどまり、台帳全体を閲覧するには来庁が必須でした。また、閲覧したい台帳を特定する際、所在地の一覧表を確認する必要があり、検索に時間を要していました。そこで、台帳のデータをクラウドサービス上にアップロードし、既存の横浜市行政地図情報提供システムと情報を連携させることで、低コストで課題解決につなげました。この試みは、土壌汚染対策法に関する事務を行う自治体初の取組となりました。



よこはま土壌・水質マップ 台帳検索画面



## 資料編

# 1 市内に適用される環境基準の概要

横浜市内に適用される環境基準（原則として 2026 年 4 月時点）の概要を整理しています。環境基準の正確な内容は、環境省の告示を確認してください。なお、原則として、市内に適用されない環境基準の類型については、掲載を省略しています。

## (1) 大気環境分野

表 5-1 大気の汚染に係る環境基準

| 項目                          | 環境基準                                                                                  | 評価方法                |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。                              | 長期的評価               |
| 一酸化炭素（CO）                   | 1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。                        | 長期的評価               |
| 浮遊粒子状物質（SPM）                | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 長期的評価               |
| 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                               | 98%値評価              |
| 光化学オキシダント（O <sub>x</sub> ）  | オゾンとして、8 時間値が 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04 ppm 以下であること。                  | 99%値評価及び年平均値の評価の併用  |
| 微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ） | 1 年平均値が 15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。           | 年平均値の評価及び 98%値評価の併用 |

- ※1 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。
- ※2 長期的評価は、年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。
- ※3 98%値評価は、年間の 1 日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 98%に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価します。
- ※4 99%値評価は、年間の 8 時間値を小さいものから順に並べ、低い方から 99%に相当するもの（8 時間値の年間 99%値）を環境基準と比較して評価します。
- ※5 光化学オキシダントの評価は、8 時間値の年間 99%値が短期基準である 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が長期基準である 0.04 ppm 以下である場合に、適合と評価します。
- ※6 微小粒子状物質の評価は、1 年平均値が長期基準である 15 µg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%値が短期基準である 35 µg/m<sup>3</sup> 以下である場合に、適合と評価します。
- ※7 微小粒子状物質の環境基準は、「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン（環境省、令和 8-12 年度）」で見直される予定です。

表 5-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

| 項目         | 環境基準                       |
|------------|----------------------------|
| ベンゼン       | 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下 |
| トリクロロエチレン  | 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下  |
| テトラクロロエチレン | 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下   |
| ジクロロメタン    | 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下  |

※1 年平均値で評価します。

表 5-3 ダイオキシン類の環境基準（大気）

| 項目          | 環境基準                         |
|-------------|------------------------------|
| ダイオキシン類（大気） | 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |

※1 年平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

## (2) 水環境分野

表 5-4 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

| 項目              | 環境基準           | 項目             | 環境基準          |
|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| カドミウム           | 0.003 mg/L 以下  | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| 全シアン            | 検出されないこと       | トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L 以下  |
| 鉛               | 0.01 mg/L 以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L 以下  |
| 六価クロム           | 0.02 mg/L 以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L 以下 |
| ヒ素              | 0.01 mg/L 以下   | チウラム           | 0.006 mg/L 以下 |
| 総水銀             | 0.0005 mg/L 以下 | シマジン           | 0.003 mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと       | チオベンカルブ        | 0.02 mg/L 以下  |
| PCB             | 検出されないこと       | ベンゼン           | 0.01 mg/L 以下  |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/L 以下   | セレン            | 0.01 mg/L 以下  |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/L 以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10 mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L 以下  | ふっ素            | 0.8 mg/L 以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L 以下    | ほう素            | 1 mg/L 以下     |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L 以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L 以下      |                |               |

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

表 5-5 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

| 類型 | 水素イオン濃度指数<br>(pH) | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数               |
|----|-------------------|---------------------|--------------|---------------|--------------------|
| B  | 6.5 以上 8.5 以下     | 3 mg/L 以下           | 25 mg/L 以下   | 5 mg/L 以上     | 1,000 CFU/100mL 以下 |
| C  | 6.5 以上 8.5 以下     | 5 mg/L 以下           | 50 mg/L 以下   | 5 mg/L 以上     | —                  |
| D  | 6.0 以上 8.5 以下     | 8 mg/L 以下           | 100 mg/L 以下  | 2 mg/L 以上     | —                  |

- ※1 日間平均値で評価します。ただし、BOD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の河川には、大腸菌数に係る環境基準点は設定されていません。
- ※2 大腸菌数は、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数から算出する値（単位 CFU/100mL）で評価します。CFU はコロニー形成単位（Colony Forming Unit）の意味です。

表 5-6 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

| 類型  | 全亜鉛          | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼン<br>スルホン酸及びその塩 |
|-----|--------------|---------------|--------------------------|
| 生物B | 0.03 mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下             |

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-7 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ア）

| 類型 | 水素イオン濃度指数<br>(pH) | 化学的酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数 | n-ヘキサン抽出物質<br>(油分等) |
|----|-------------------|-------------------|---------------|------|---------------------|
| B  | 7.8 以上 8.3 以下     | 3 mg/L 以下         | 5 mg/L 以上     | —    | 検出されないこと            |
| C  | 7.0 以上 8.3 以下     | 8 mg/L 以下         | 2 mg/L 以上     | —    | —                   |

- ※1 日間平均値で評価します。ただし、COD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の海域は B 類型又は C 類型のため、大腸菌数に係る環境基準は設定されていません。

表 5-8 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 イ）

| 類型 | 全窒素         | 全りん          |
|----|-------------|--------------|
| Ⅲ  | 0.6 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下 |
| Ⅳ  | 1 mg/L 以下   | 0.09 mg/L 以下 |

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-9 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ウ）

| 類型  | 全亜鉛          | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼン<br>スルホン酸及びその塩 |
|-----|--------------|---------------|--------------------------|
| 生物A | 0.02 mg/L 以下 | 0.001 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下             |

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-10 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 エ）

| 類型   | 底層溶存酸素量     |
|------|-------------|
| 生物 1 | 4.0 mg/L 以上 |
| 生物 2 | 3.0 mg/L 以上 |

- ※1 日間平均値で評価します。なお、市内の海域については、環境基準の類型が指定されていますが、評価を行うための地点（環境基準点）は設定されていません。環境基準点の設定に向けた検討が進められています。

表 5-11 ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

| 項目                     | 環境基準            |
|------------------------|-----------------|
| ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。）） | 1 pg-TEQ/L 以下   |
| ダイオキシン類（水底の底質）         | 150 pg-TEQ/g 以下 |

※1 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

### (3) 地盤環境分野

表 5-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目                           | 環境基準           | 項目             | 環境基準          |
|------------------------------|----------------|----------------|---------------|
| カドミウム                        | 0.003 mg/L 以下  | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下     |
| 全シアン                         | 検出されないこと       | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| 鉛                            | 0.01 mg/L 以下   | トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L 以下  |
| 六価クロム                        | 0.02 mg/L 以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L 以下  |
| ヒ素                           | 0.01 mg/L 以下   | 1,3-ジクロロプロパン   | 0.002 mg/L 以下 |
| 総水銀                          | 0.0005 mg/L 以下 | チウラム           | 0.006 mg/L 以下 |
| アルキル水銀                       | 検出されないこと       | シマジン           | 0.003 mg/L 以下 |
| PCB                          | 検出されないこと       | チオベンカルブ        | 0.02 mg/L 以下  |
| ジクロロメタン                      | 0.02 mg/L 以下   | ベンゼン           | 0.01 mg/L 以下  |
| 四塩化炭素                        | 0.002 mg/L 以下  | セレン            | 0.01 mg/L 以下  |
| クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 0.002 mg/L 以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10 mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエタン                  | 0.004 mg/L 以下  | ふっ素            | 0.8 mg/L 以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン                 | 0.1 mg/L 以下    | ほう素            | 1 mg/L 以下     |
| 1,2-ジクロロエチレン                 | 0.04 mg/L 以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L 以下  |

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質（水質の底質を除く。）の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。

表 5-13 ダイオキシン類の環境基準（土壌）

| 項目          | 環境基準              |
|-------------|-------------------|
| ダイオキシン類（土壌） | 1,000 pg-TEQ/g 以下 |

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

表 5-14 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目                               | 環境基準                                                                   |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                            | 検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。       |
| 全シアン                             | 検液中に検出されないこと。                                                          |
| 有機りん                             | 検液中に検出されないこと。                                                          |
| 鉛                                | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。                                            |
| 六価クロム                            | 検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。                                            |
| ヒ素                               | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。 |
| 総水銀                              | 検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。                                          |
| アルキル水銀                           | 検液中に検出されないこと。                                                          |
| PCB                              | 検液中に検出されないこと。                                                          |
| 銅                                | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。                             |
| ジクロロメタン                          | 検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。                                            |
| 四塩化炭素                            | 検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。                                           |
| クロロエチレン（別名 塩化ビニル<br>又は塩化ビニルモノマー） | 検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。                                           |
| 1,2-ジクロロエタン                      | 検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。                                           |
| 1,1-ジクロロエチレン                     | 検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。                                             |
| 1,2-ジクロロエチレン                     | 検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。                                            |
| 1,1,1-トリクロロエタン                   | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                                               |
| 1,1,2-トリクロロエタン                   | 検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。                                           |
| トリクロロエチレン                        | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。                                            |
| テトラクロロエチレン                       | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。                                            |
| 1,3-ジクロロプロパン                     | 検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。                                           |
| チウラム                             | 検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。                                           |
| シマジン                             | 検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。                                           |
| チオベンカルブ                          | 検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。                                            |
| ベンゼン                             | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。                                            |
| セレン                              | 検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。                                            |
| ふっ素                              | 検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。                                             |
| ほう素                              | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                                               |
| 1,4-ジオキサン                        | 検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。                                            |

※1 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいいます。

## (4) 音環境分野

表 5-15 騒音に係る環境基準

| 地域の類型                          | ①幹線道路       |             | ②道路に面する地域<br>(①を除く) |             | ③一般環境<br>(①②を除く) |             |
|--------------------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|------------------|-------------|
|                                | 昼間          | 夜間          | 昼間                  | 夜間          | 昼間               | 夜間          |
| A地域（専ら住居の用に供される地域）             | 70 dB<br>以下 | 65 dB<br>以下 | 60 dB<br>以下         | 55 dB<br>以下 | 55 dB<br>以下      | 45 dB<br>以下 |
| B地域（主として住居の用に供される地域）           |             |             | 65 dB<br>以下         | 60 dB<br>以下 |                  |             |
| C地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域） |             |             |                     | 60 dB<br>以下 | 50 dB<br>以下      |             |

- ※1 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。  
A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域  
B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域  
C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- ※2 幹線道路の基準は、道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用されます。幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。
- ※3 道路に面する地域とは、A地域及びB地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。
- ※4 昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル  $L_{Aeq}$  によって評価します。

表 5-16 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 都市計画法による用途地域                                                                                | 騒音の環境基準  |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| I     | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の定めのない地域 | 70 dB 以下 |
| II    | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域                                                                      | 75 dB 以下 |

- ※1 新幹線鉄道（一部区間を除く。）の本線の線路の中心線から一定距離の範囲内の地域であって、「地域の類型」が当てはめられた地域について、環境基準が適用されます。
- ※2 神奈川県内（横浜市内含む。）の用途地域に適用される類型を掲載しています。
- ※3 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

### ■ 航空機騒音に係る環境基準

横浜市内の地域について、航空機騒音に係る環境基準の類型は指定されていません。

## 2 水環境目標（抜粋）

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。この目標は、水域ごとに定める「達成目標・補助目標」と市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。ここでは、達成目標を抜粋して掲載しています。

### （1）達成目標（河川）

表 5-17 水環境目標（河川の達成目標）

| 水域区分 |   | 生物指標による水質評価                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 生物化学的<br>酸素要求量（BOD） | ふん便性<br>大腸菌群数     |
|------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| I    | A | 「源流・上流域」の“大変きれい”                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 3 mg/L 以下           | 1,000 個/100 mL 以下 |
|      | B |   <br>アブラハヤ    ホトケドジョウ    サワガニ            |                     |                   |
| II   | A | 「中流～下流域」の“大変きれい”<br> <br>シマドジョウ    ヘビトンボ                                                                                     | 5 mg/L 以下           | —                 |
|      | B | 「中流～下流域」の“きれい”                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                     |                   |
|      | C |   <br>ウグイ    アユ    シロハラコカゲロウ              |                     |                   |
| III  |   | 「感潮域」の“きれい”<br>  <br>ビリンゴ    クサフグ    オサガニ | 3 mg/L 以下           |                   |

※1 水域区分の対応は、Iを「源流～上流域」、IIを「中流～下流域」、IIIを「感潮域」としています。

## (2) 達成目標（海域）

表 5-18 水環境目標（海域の達成目標）

| 水域区分 | 生物指標による水質評価                                                                                                                                                                                                         | 化学的酸素要求量<br>(COD) | 窒素・リン                               | ふん便性<br>大腸菌群数   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|-----------------|
| I    | 「内湾」の“きれい”<br>「干潟」の“きれい”<br> シロギス  クサフグ           | 2 mg/L 以下         | T-N 0.3 mg/L 以下<br>T-P 0.03 mg/L 以下 | 100 個/100 mL 以下 |
| II   | 「干潟」の“きれい”<br>「内湾」の“きれい”<br> ビリンゴ  ミミズハゼ          | 3 mg/L 以下         | T-N 0.6 mg/L 以下<br>T-P 0.05 mg/L 以下 | —               |
| III  | 「岸壁」の“きれい”<br>「内湾」の“きれい”<br> ヨロイイソギンチャク  クサフグ |                   | T-N 1.0 mg/L 以下<br>T-P 0.09 mg/L 以下 | —               |
| IV   | 「岸壁」の“きれい”<br>「内湾」の“きれい”<br> シロギス  マアジ        | 2 mg/L 以下         | T-N 0.3 mg/L 以下<br>T-P 0.03 mg/L 以下 | —               |

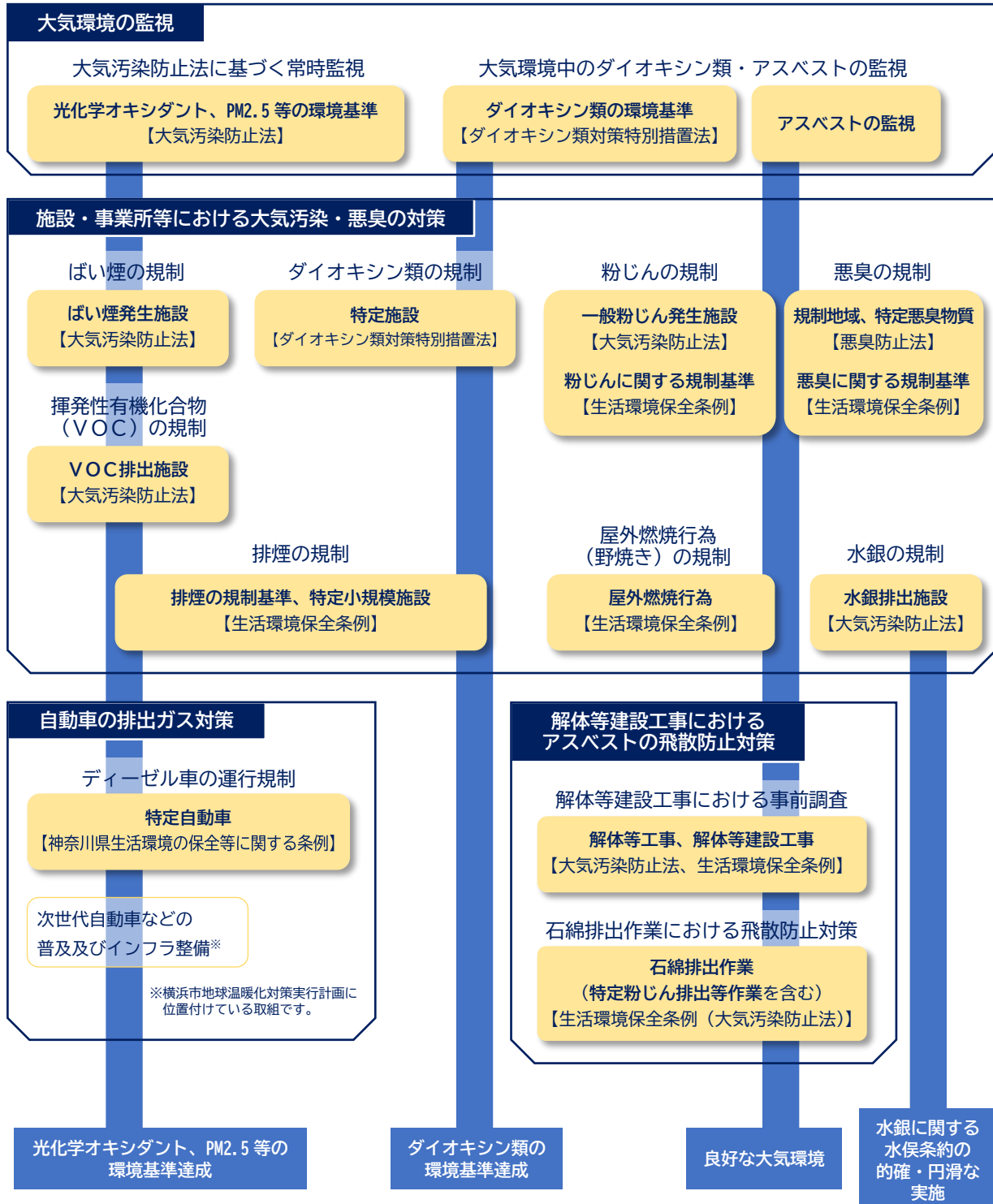
※1 水域区分の対応は、Iを「砂浜域」、IIを「干潟域」、IIIを「港湾域」、IVを「その他の沿岸域」としています。

## (3) 全水域の一律達成目標

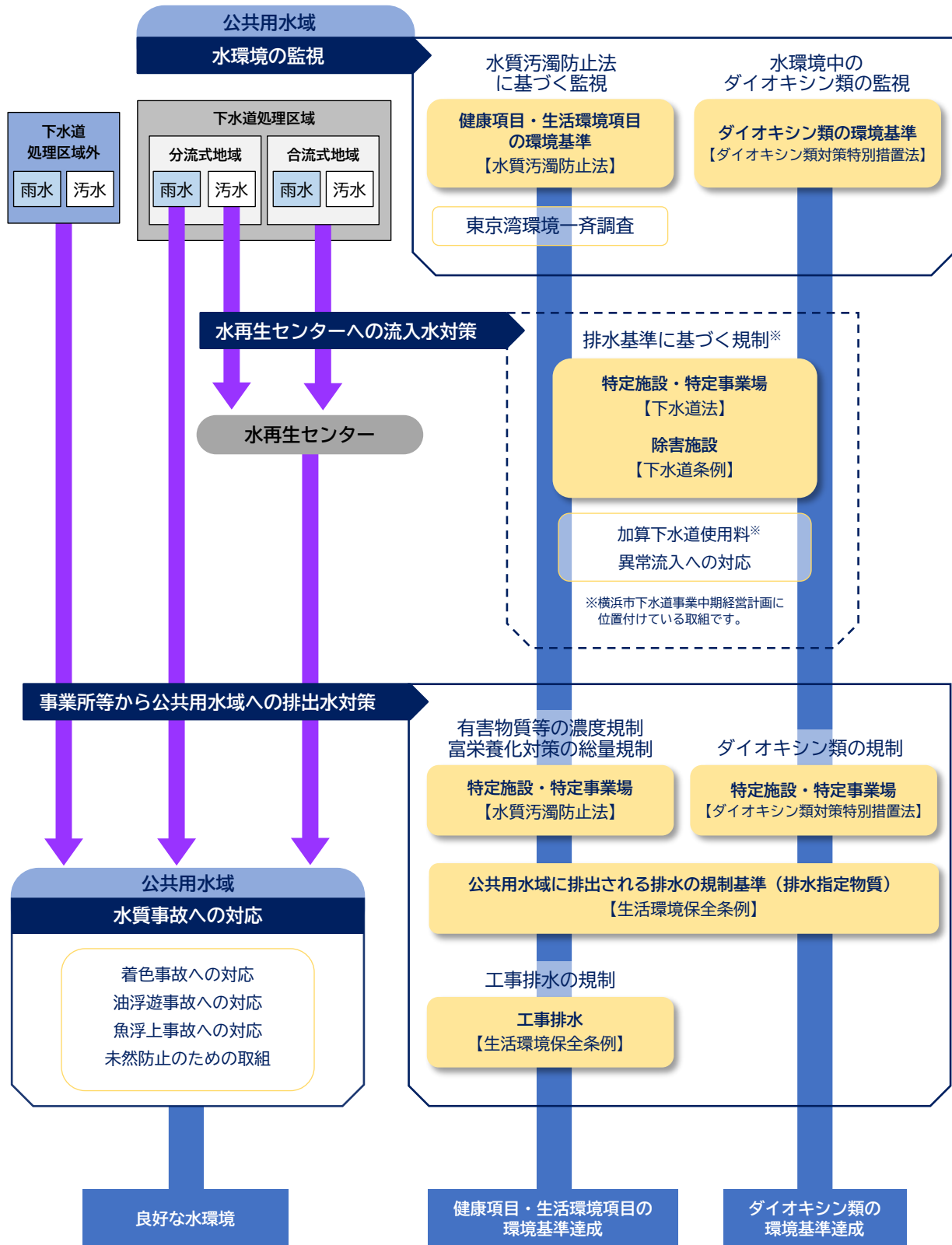
市内の全水域で一律に達成すべき目標として、環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く）」が設定されています。

### 3 環境法令等に基づく監視・規制制度の概略

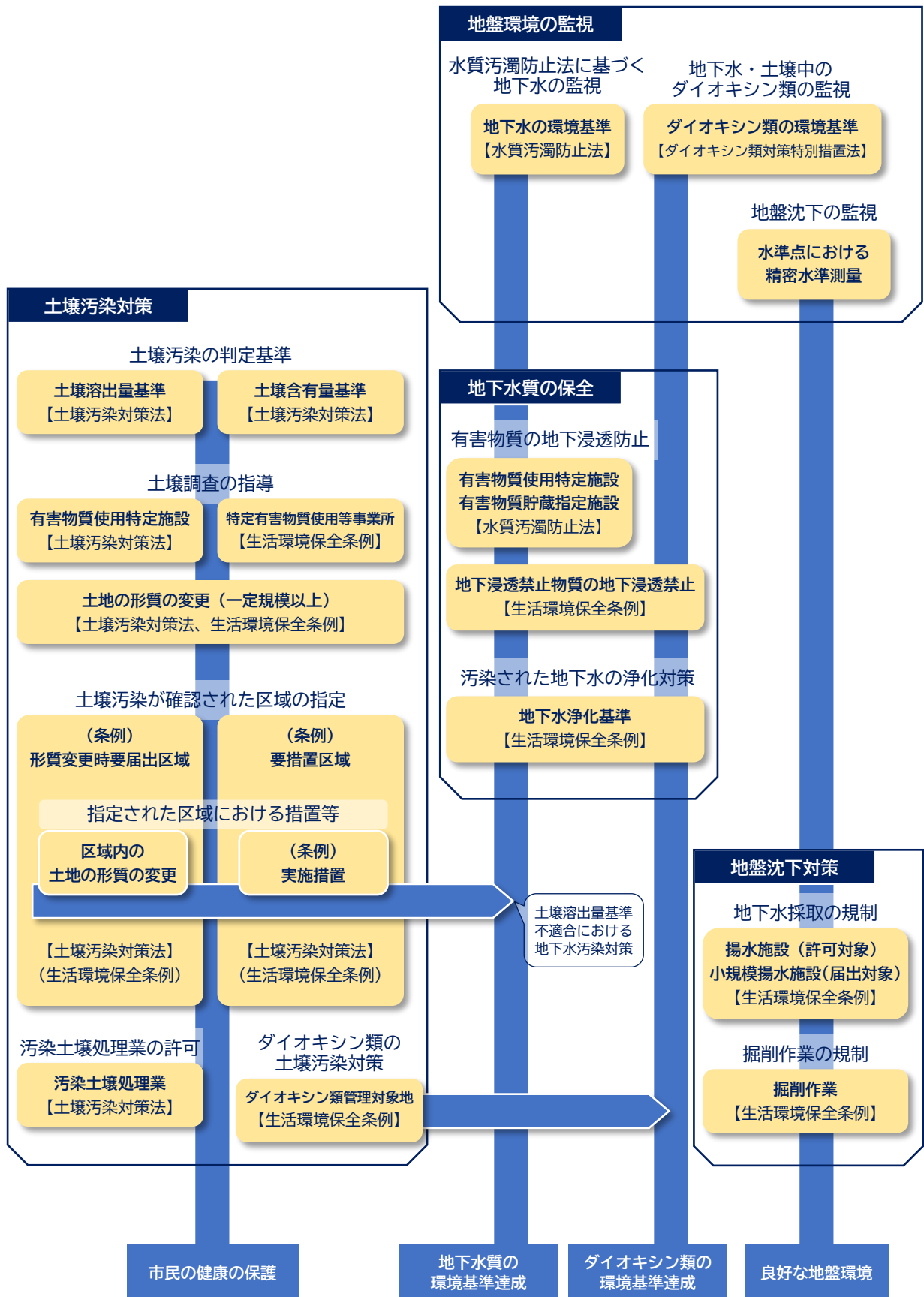
#### (1) 大気環境分野



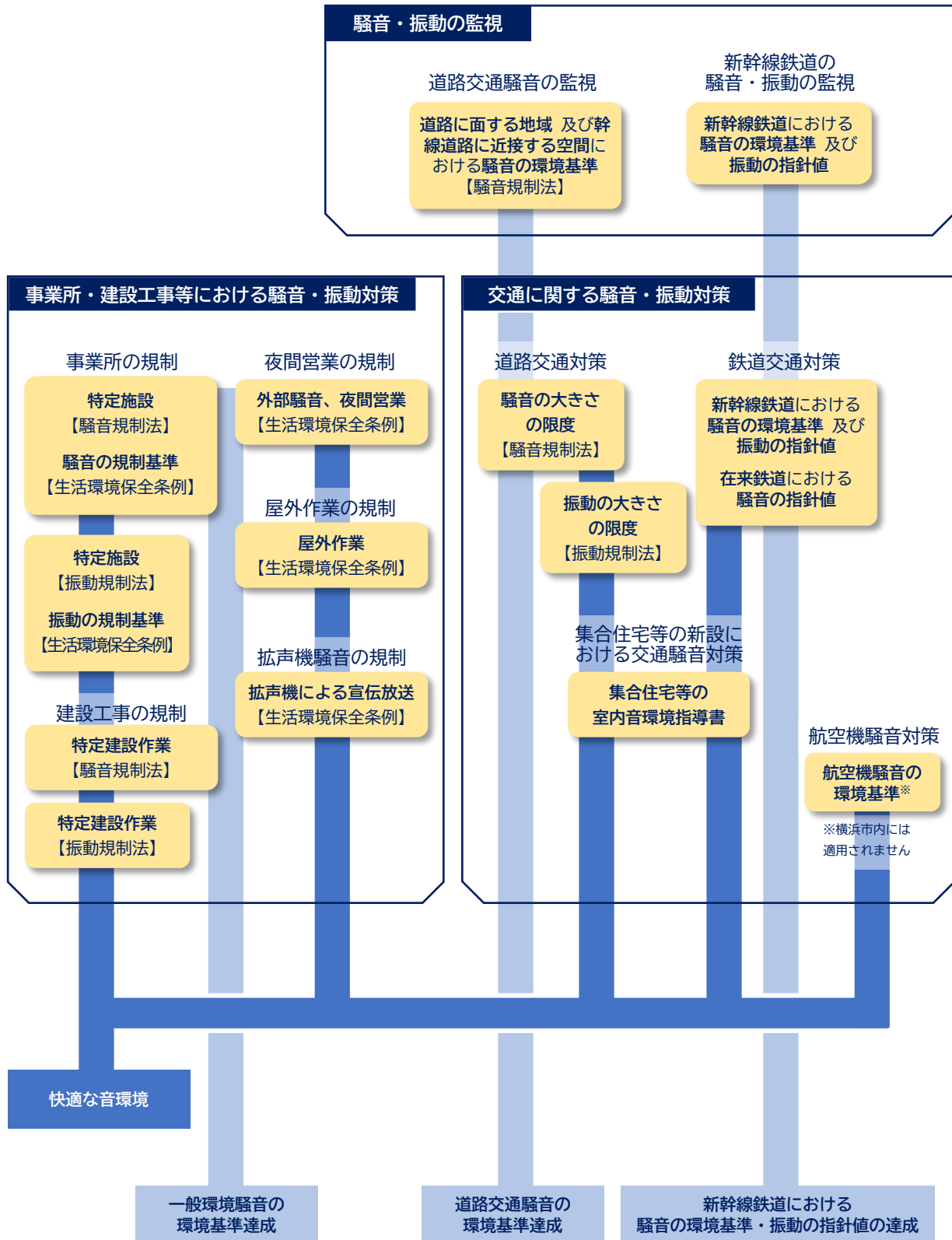
## (2) 水環境分野



### (3) 地盤環境分野



#### (4) 音環境分野



## 4 ガイドラインに基づく取組の成果

本プランの前身であるガイドラインでは、生活環境の各分野ごとに達成目安を設けて進捗管理していました。2024 年度の達成状況は下表のとおりです。

表 5-19 達成目安の状況（2024 年度実績及びガイドライン策定時（2018 年度）との比較）

| 達成の目安となる環境の状況                                           | 2024 年度の達成状況                                                        |              |                   |                       | 2018 年度との比較 |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|-----------------------|-------------|
| 環境基準や水環境目標（水域ごとに横浜市が独自に定めた水環境の目指すべき目安）の達成率※1の向上及び継続的な達成 | 大気環境                                                                | 大気汚染物質       | 二酸化窒素※2等 5 項目     | 100%                  | ↗           |
|                                                         |                                                                     |              | 光化学オキシダント※3       | 0 %                   | ➡           |
|                                                         |                                                                     | 有害大気汚染物質     | ベンゼン等 4 項目        | 100%                  | ➡           |
|                                                         | 水環境                                                                 | 河川           | 生物化学的酸素要求量(BOD)   | 環境基準 90%<br>水環境目標 87% | ↘           |
|                                                         |                                                                     |              | pH 等 6 項目(生活環境項目) | 環境基準 99～100%          | ↗           |
|                                                         |                                                                     |              | 総水銀等 27 項目(健康項目)  | 環境基準 100%             | ➡           |
|                                                         |                                                                     |              | ふん便性大腸菌群数         | 水環境目標 24%             | ↘           |
|                                                         |                                                                     | 海域           | 化学的酸素要求量(COD)     | 環境基準 71%<br>水環境目標 13% | ↗           |
|                                                         |                                                                     |              | 全窒素               | 環境基準 86%<br>水環境目標 38% | ➡           |
|                                                         |                                                                     |              | 全りん               | 環境基準 43%<br>水環境目標 13% | ↘           |
|                                                         |                                                                     |              | pH 等 6 項目(生活環境項目) | 環境基準 87～100%          | ↘           |
|                                                         |                                                                     |              | 総水銀等 25 項目(健康項目)  | 環境基準 100%             | ➡           |
|                                                         |                                                                     |              | ふん便性大腸菌群数         | 水環境目標 50%※4           | ➡           |
|                                                         |                                                                     | 地盤環境         | 地下水               | 総水銀等 28 項目(概況調査)      | 96～100%     |
| 音環境                                                     | 騒音                                                                  | 道路交通騒音(面的評価) | 88%               | ↘                     |             |
|                                                         |                                                                     | 新幹線鉄道騒音      | 33%               | ↘                     |             |
| ダイオキシン類                                                 | 大気・水質・水底の底質・土壌の4区分                                                  |              | 100%              | ➡                     |             |
| 光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする                                    | ・ 8回発令                                                              |              |                   |                       | ↘           |
| 生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする                              | ・ 達成率 93.7%（河川 92.1%(2022-2023 調査)、海域 100%(2020-2021 調査)）           |              |                   |                       | ↘           |
| 土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている                                 | ・ 適正な規制・指導を実施                                                       |              |                   |                       | ➡           |
| 地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない                         | ・ 適正な規制・指導を実施<br>・ 最大沈下量 7.7mm（精密水準測量）。地盤沈下に係る被害報告なし                |              |                   |                       | ➡           |
| 市民の生活環境に関する満足度の向上                                       | ・ 大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている ：80.6%※5                              |              |                   |                       | ↗           |
| 生活環境の保全につながる環境行動の推進                                     | ・ 近隣への悪臭、騒音などに配慮する ：95.7%※6<br>・ 排水口に油（揚げ油やお皿についた油など）を流さない ：89.8%※6 |              |                   |                       | ↗           |

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています(端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算)。

※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値(環境基準の下限值である 1 時間値の日平均値 0.04ppm)により評価しています。

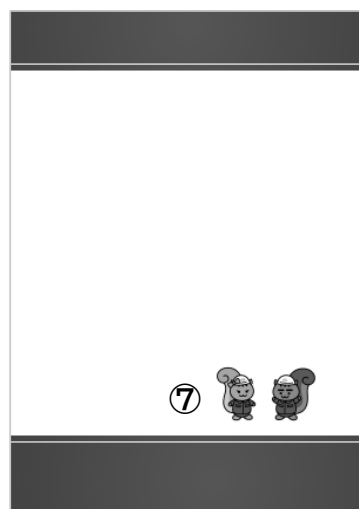
※3 光化学オキシダントは旧環境基準(1 時間値が 0.06ppm 以下)により評価しています(2026 年 4 月 1 日に施行された新たな環境基準は 2026 年度の測定値から適用されるため)。

※4 海域のふん便性大腸菌群数は 3 年に 1 回の測定頻度のため、2023 年度の結果を記載しています。

※5 「2025 年度環境に関する市民意識調査」における身のまわりの環境に関する設問において「そう思う」「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計です。

※6 「2025 年度環境に関する市民意識調査」における環境行動の実践状況に関する設問において「している」「たまにしている」と回答した市民の割合の合計です。

## ■表紙・裏表紙の説明



- ① 事業所への立入検査（排出ガス測定）
- ② 生活環境の様子（みなとみらい 21 地区）
- ③ 市民参加型の水環境調査（よこはま水辺レポート）
- ④ 常時測定による環境監視（ネーミングライツ事業でラッピングした旭区の自動車排出ガス測定局）
- ⑤ 生活環境の様子（山下公園とマリインタワー）
- ⑥ 試料の分析（環境科学研究所）
- ⑦ 環境保全プロモーション キャラクター「環境リスくん・リス子ちゃん」（作業服バージョン）

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境管理課

2026 年 8 月作成

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790

e-mail mk-kankyokanri@city.yokohama.lg.jp

横浜市生活環境保全推進プランは、横浜市ウェブサイト  
（下記 URL）で公表しています。右記の二次元コードから  
アクセスできます。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kanyohozen/hozentorikumi/seikatsu-plan/>

